

第3次八王子市教育振興基本計画（素案）

ビジョン はちおうじの教育

令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）

八王子市教育委員会

目次

第1編 総論

第1章 計画策定にあたって	2
第1節 計画策定の背景と趣旨	2
第2節 計画の位置付け	3
第3節 計画期間	3
第4節 持続可能な開発目標（SDGs）との関わり	4
第2章 これまでの取組と成果、今後の課題	5
第1節 第2次計画の成果と課題	5
第2節 市民の教育に対する思い（市政世論調査から）	9
第3節 八王子の未来に対する子どもたちの思い	12
第4節 今日の教育を取り巻く状況と今後の重要課題	14
第3章 計画の基本的な方向	18
第1節 基本理念	18
第2節 今後10年間を通じてめざす教育の姿	19
第3節 施策体系	20

第2編 各論 今後5年間に取り組む施策

第1章 はちおうじっ子の「生きる力」の育成	24
1 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上	28
2 自分を大切に、他者を思いやる心の育成	30
3 いじめ防止対策の推進	32
4 感性や創造性を育む活動の充実	34
5 部活動の充実	36
6 食育の推進	38
7 体力向上と健康教育の充実に向けた取組の推進	40
8 特別支援教育の充実	42
9 登校支援の充実	44
10 帰国・外国人児童・生徒への就学の支援	46
11 教育の機会均等の確保	48
12 幼児期からの教育の推進	50
13 義務教育9年間の系統性のある教育の充実	52
14 社会で活躍できる多様な力を育成する教育の推進	54
15 一人ひとりのキャリア形成と自己実現に向けた教育の推進	56
第2章 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上	58
16 教員の資質・能力の向上	60
17 学校の組織力向上	62

18	地域運営学校の充実	64
19	多様な地域の人材と協働した教育活動の推進	66
20	学校だけでは解決が困難な問題に対する支援	68
21	子どもの安全・安心の確保	70
22	家庭教育支援活動の推進	72
23	放課後の子どもの居場所づくり	74
24	学校の再編	76
25	学校施設の充実	78
26	学校 I C T 環境の充実	80
27	学校における働き方改革の推進	82
第 3 章 いくつかになってもともに学び続けられる生涯学習環境の充実		84
28	誰もが学べる環境づくり	86
29	学びから広がる地域づくり	88
30	学びを支える基盤づくり	90
31	読書のまち八王子の推進	92
32	ライフステージ等に応じたスポーツの推進	94
33	スポーツをする場の整備・確保	96
34	スポーツ情報の充実	98
35	スポーツを活用した地域づくりと八王子の魅力発信	100
36	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたアクションとレガシー	102
37	歴史文化の保存・継承と活用	104
38	文化財関連施設の拡充	106
第 3 編 計画の推進と進行管理		
第 1 章 計画の推進と進行管理		110
第 1 節 計画の推進		110
第 2 節 計画の進行管理（点検・評価の実施）		110
第 3 節 指標一覧（再掲）		111

第 **1** 編 総論

第 1 章 計画策定にあたって

第 1 節 計画策定の背景と趣旨

平成18年（2006年）12月に教育基本法が改正され、同法第17条第1項において国は教育の振興に関する基本的な計画を定めることが規定されました。また、同条第2項において、地方公共団体は国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めることが規定されています。

この教育基本法の理念に基づき、八王子市教育委員会は、「八王子市教育振興基本計画 ゆめおり教育プラン」（平成22～26年度（2010～2014年度））、「第2次八王子市教育振興基本計画」（平成27～令和元年度（2015～2019年度））（以下「第2次計画」という。）を策定し、教育施策を推進してきました。

第2次計画策定後の、平成27年（2015年）4月には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という）が改正され、教育行政の責任を明確化するため、教育委員長と教育長の一本化や地方公共団体の長による総合教育会議の設置と地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるなど、地方公共団体の教育行政の仕組みが大きく変わりました。平成30年度（2018年度）には学習指導要領が改訂され、令和2年度（2020年度）には小学校で、令和3年度（2021年度）には中学校で全面実施となります。また、家庭と地域が一体となって子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進するよう、平成29年（2017年）3月に社会教育法が改正されました。

東京都教育委員会は、国のこうした動きを受けて、東京都が平成29年（2017年）1月に新たに策定した「東京都教育施策大綱～東京の輝く未来を創造する教育の実現に向けて～」と基本的な方針を共有し、より実行力のある施策展開を行うため、「東京都教育ビジョン（第4次）」（令和元年度～5年度（2019～2023年度））を平成31年（2019年）3月に策定しました。

一方、八王子市（以下「本市」という。）は、平成27年（2015年）4月に都内初の中核市へ移行し、平成29年（2017年）に市制施行100周年を迎えました。新たな100年のスタートに合わせ、中核市移行を機に拡大した事務権限とこれまでの施策の取組状況を踏まえ、平成30年（2018年）3月に本市の基本計画である「八王子ビジョン2022」を改定しました。新たな100年においても輝き続けるため、子ども・子育て支援施策と教育施策を一体として捉え、相互に連携強化を図ることで、子どもたちが地域を愛し、夢と希望をもてるまちづくりをすすめているところです。

八王子市教育委員会は、以上のような国及び東京都の教育政策、社会を取り巻く環境の変化、本市のまちづくりの動向を踏まえた上で、第2次計画の成果と直面する課題を改めて整理し「八王子ビジョン2022」に掲げる第3の都市像「生き活きと子どもが育ち、学

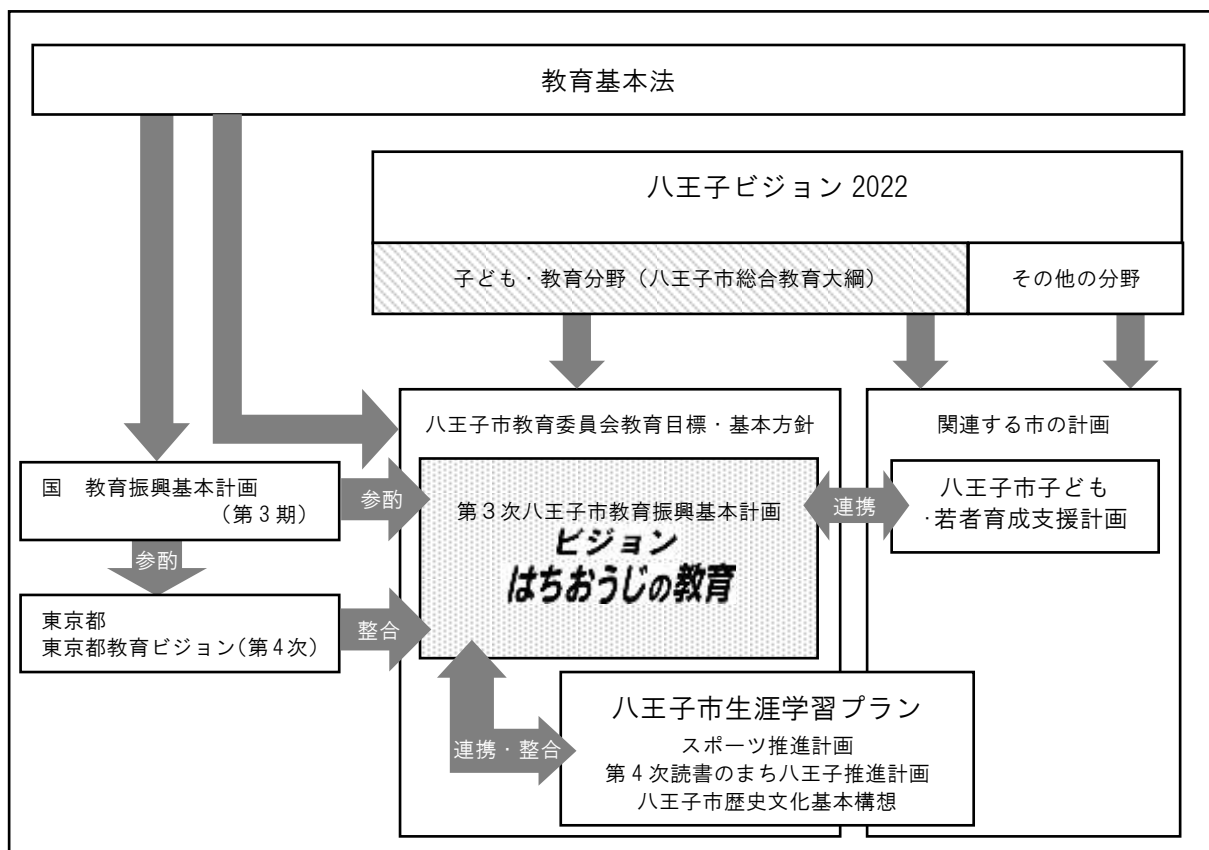
びが豊かな心を育むまち」を実現するため、今後10年間を見据えた本市のめざす教育の姿を掲げ、当面5年間を計画期間とした「第3次八王子市教育振興基本計画 ビジョン はちおうじの教育」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

第2節 計画の位置付け

本計画の位置付けは次のとおりです。

- (1) 教育基本法第17条第2項に基づく本市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画
- (2) 八王子市教育委員会教育目標を達成するための、八王子市教育委員会の基本方針に基づき策定する計画
- (3) 八王子市基本構想・基本計画「八王子ビジョン2022」に掲げた都市像を実現するための個別計画

【本計画の位置付けイメージ】



第3節 計画期間

計画期間は、令和2年度（2020年度）を初年度とし、令和6年度（2024年度）を最終年度とする5年間とします。

第4節 持続可能な開発目標（SDGs）との関わり

平成27年（2015年）9月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられたSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会をめざすための国際目標です。このSDGsは、発展途上国だけでなく、先進国も含めた全ての国々や人々を対象としており、令和12年（2030年）までに持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、達成に向けてすべての人々がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。

本市においては、基本構想・基本計画「八王子ビジョン2022」における基本理念「人とひと、人と自然が響き合い、みんなで幸せを紡ぐまち八王子」がSDGsに掲げる持続可能な社会の実現と方向性が同一であるため、基本計画に定めた49の施策を着実に実行することで17のゴールの達成へ貢献していきます。本計画では、SDGsの17のゴールのうち、主に「4 質の高い教育をみんなに」の達成に貢献することをめざし、全ての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進していきます。



全ての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。

第2章 これまでの取組と成果、今後の課題

第1節 第2次計画の成果と課題

八王子市教育委員会では、地教行法第26条に基づき、第2次計画に示す42施策を対象に、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を実施してきました。

ここでは、毎年度の点検及び評価の結果から、第2次計画の「10年間を通じてめざす施策展開の方向」ごとに、主な成果と課題をまとめました。

めざす教育の姿 1 はちおうじっ子の「生きる力」の育成	
施策展開の方向	主な成果と課題
1 確かな学力の育成	基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得に取り組み、令和元年度の全国学力・学習状況調査の習得目標類似問題を解ける児童・生徒が増加しました。 基本的な学習の定着や学力定着度の個人差の是正が引き続きの課題となります。また、児童・生徒自身に何を学ぶかを気付かせる視点で授業方法を工夫することも継続的に必要になります。
2 豊かな心の育成	自己肯定感の醸成、探究心や他者と協調する心の育成に向けて、中学生サミットの開催、いじめ防止の新しい体制整備、ネイティブスピーカーの音声教材作成、教員の英会話研修などを行いました。 自己肯定感と集団の中で自信をもって生きる力の育成、いじめの未然防止と発生時の迅速な対応、部活動の活性化が引き続きの課題となります。
3 健康なからだ・体力の育成	全市立小・中学校で「食育全体計画・年間計画」を作成・実践し、「食」に関する知識と選択する力の習得につなげました。また、児童・生徒の体力運動能力に十分な成果が得られなかったことを踏まえて各学校で体力調査結果から具体的な対策を講じた結果、多くの項目で全国との差が縮まりつつある傾向にあります。 今後は、教師間の指導力の差の是正、家庭に対する日常生活の中で正しい食習慣と運動習慣の重要性の啓発を行うことが重要です。

施策展開の方向	主な成果と課題
4 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進	「第四次特別支援教育推進計画」の策定や全市立小学校へ特別支援教室を設置したほか、「はちおうじっ子マイファイル」の運用を開始しました。また、不登校ケースへの個別対応や「支援が必要な子の保護者のための交流サロン」事業などを実施しました。 今後も、特別支援教育に関する教員の指導力向上と体制を強化し、市立中学校全校への特別支援教室を導入。さらには、社会全体で増加している帰国・外国人児童・生徒や経済的理由で就学が困難な児童・生徒への適切な支援が重要となります。
5 円滑で継続性・連続性のある教育の推進	就学前から義務教育9年間を見通した教育活動の継続性・連続性の確立に取り組み、市内初の義務教育学校の開校、「保・幼・小連携カリキュラム（ハ王子モデル）」の作成などに取り組みました。 小中一貫教育と学校選択制との調和、キャリア教育の一層の充実が課題となります。

めざす教育の姿 2 学校の教育力向上

施策展開の方向	主な成果と課題
6 教員の資質・能力の向上	中核市移行によって東京都から教員研修の事務権限が移譲され、産休・育休代替教員や時間講師等対象研修、小学校教員の英会話研修など、若手職員の採用増加も踏まえて指導力向上の各種研修の充実を図りました。 今後は、研修時間の確保、新学習指導要領の全面実施に向けたオリジナリティある研修の実施が重要となります。
7 学校の自主性・自律性の確立	「学校提案型予算」による学校運営の推進、スクールカウンセラーや部活動指導員、スクール・サポート・スタッフ等の配置をすすめるなど、教員の多忙感解消のため継続的に取り組んできました。 今後も更に、市内全体で学校の経営力の底上げ、学校経営に関する保護者や地域の理解促進、教職員の業務分担の見直しによる「働き方改革」を一層推進することが求められています。
8 地域の力を活かした学校づくり	教育支援ボランティアの確保、市内の大学や企業等と連携した学習や研修の実施、児童・生徒の問題行動に柔軟に対応する学校サポートチーム連絡会の開催、警察や地域などと連携した通学路の合同点検などを実施しました。平成31年（2019年）4月には、学校運営協議会が全校設置となり、全市立小・中学校で地域の力を活かす学校経営の体制を構築しました。 今後は、学校運営協議会の体制を活かし、学校・家庭・地域の連携による子どもの成長を支える多様な活動に展開していくため、地域ごとの工夫や迅速な対応をしていく必要があります。

施策展開の方向	主な成果と課題
9 学びを支える環境づくり	老朽化した学校施設の計画的な改築・改修、全市的な公共施設の再編に向けて取り組んできました。今後も引き続き、少子高齢化や人口減少などを踏まえ、学校施設再編に向け全庁横断的に取り組むことが重要です。 ＩＣＴ支援員の増員や平成30年(2018年)3月に策定した「第2次教育情報化推進プラン」に基づくＩＣＴ環境の整備をすすめました。情報セキュリティ事故の効果的な発生防止対策が課題となります。

めざす教育の姿 3 家庭、地域の教育力向上支援

施策展開の方向	主な成果と課題
10 家庭の教育力を支援するしくみづくり	家庭教育を支援する視点から、有識者等で構成する「家庭教育施策支援アドバイザー」の専門的な見地からの意見を踏まえ、リーフレット「はちおうじのいえいく」を作成しました。 家庭教育支援講座「パパママ支援ワークショップ」を開催し、子育てにおける保護者の疑問や不安の軽減につなげました。 リーフレットの活用や関連所管との連携により、啓発活動の拡充を図ることが重要となります。
11 地域の力を高める学校づくり	学校と地域が連携した防災訓練や職場体験、年間を通じて外部人材の活用による教育活動を実施しました。 放課後子ども教室では、地域・学校と連携し、実施日数の増加や学習プログラムの充実、学童保育所との連携した運営の拡充を図りました。 放課後子ども教室における担い手不足の解消や実施場所の確保、週5日実施への移行が困難なケースへの対策が課題となります。

めざす教育の姿 4 学びが豊かな心を育む生涯学習の推進

施策展開の方向	主な成果と課題
12 市民がつながる生涯学習の推進	地域・市民団体やNPO法人、学校、企業などと連携し、自然体験や宇宙・科学関連イベントなどの多様な学習の機会を提供しました。 生涯学習フェスティバルなど、市民の日頃の学習成果を発表する場の提供や、生涯学習コーディネーター養成講座など市民が学びを活かし、つながるきっかけづくりを行いました。 豊富な地域資源を更に活かし、学習機会を広げるとともに、学習成果を地域に還元する取組の強化が必要です。

施策展開の方向	主な成果と課題
13 「いつでも、どこでも、だれでも」読書に親しめる環境づくり	市図書館システムの更新に併せ、電子書籍サービスを開始するとともに、新たに学校図書館システムを導入し、情報連携を図りました。また、ブックスタート事業や学校図書館支援の団体貸出、高齢者施設への出張図書館などを実施しました。 全ての世代への切れ目のない読書活動支援や、だれもが身近で使いやすい読書環境の整備、図書館に求められている多様なニーズへの対応が課題となります。
14 誰もが楽しめる生涯スポーツ・レクリエーション	八王子の自然環境を活かした「TOKYO八峰マウンテントレイル」やジュニア育成のためのスポーツ教室の開催、地域利用団体による学校施設開放管理を試行実施しました。 SNSにおける情報発信の認知度向上、スポーツ指導者、特に、障害者スポーツ指導者の確保とマッチングを意識した事業展開が重要となります。
15 郷土八王子の理解を深める文化の保存・継承	講座・体験学習、伝統芸能関連講座の開催、新郷土資料館基本構想・基本計画の策定と収蔵資料のデータベース化、市民意向を踏まえた「歴史文化基本構想」を策定しました。 各種講座や公演への参加者数の増加、新郷土資料館の整備、絹の道の魅力発信が課題となります。

第 2 節 市民の教育に対する思い（市政世論調査から）

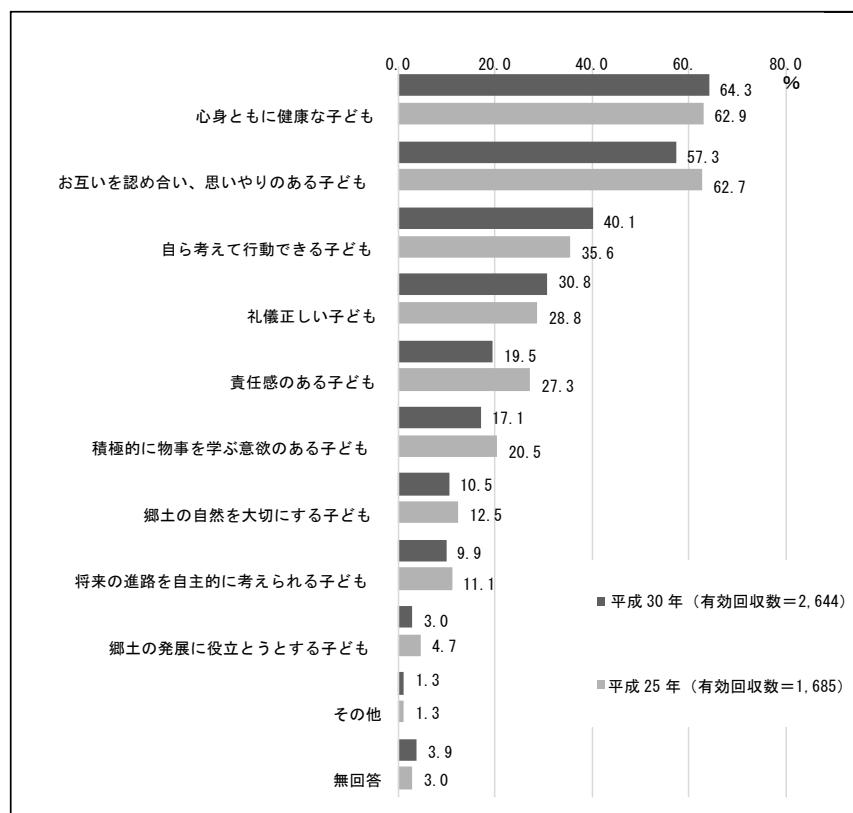
平成 30 年度（2018 年度）の市政世論調査では、「八王子の子どもたちがどのような子どもに育ってほしいと思っているか」や「小・中学生に必要な教育」など、市民の教育に対する思いについて調査しました。

子どもに望む育ち方 ～「健康、思いやり、自主性、礼儀、責任感」を重視～

八王子の子どもたちがどのような子どもに育ってほしいと思うか聞いたところ、「心身ともに健康な子ども」（64.3%）が 6 割台半ばで最も多くなっています。次いで、「お互いを認め合い、思いやりのある子ども」（57.3%）が 6 割近くで続き、以下、「自ら考えて行動できる子ども」（40.1%）、「礼儀正しい子ども」（30.8%）、「責任感のある子ども」（19.5%）などが続きます。

上位 5 項目は平成 25 年度（2013 年度）調査結果と同じであり、市民がどのような子どもに育ってほしいと思っているかについては変化がないことが分かります。

【八王子の子どもに望む育ち方】

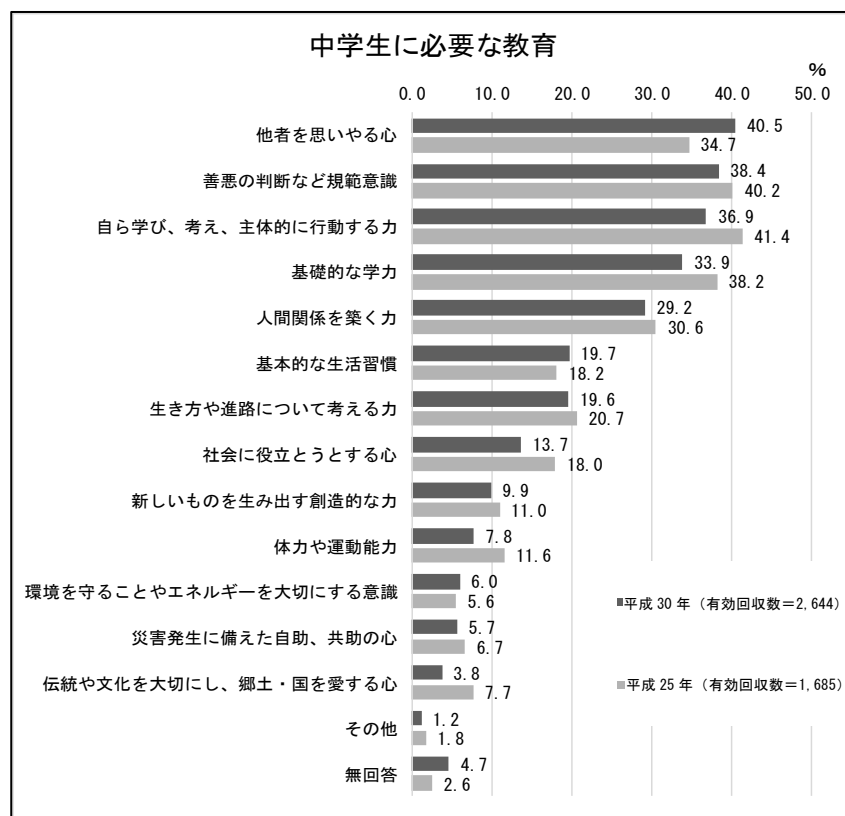
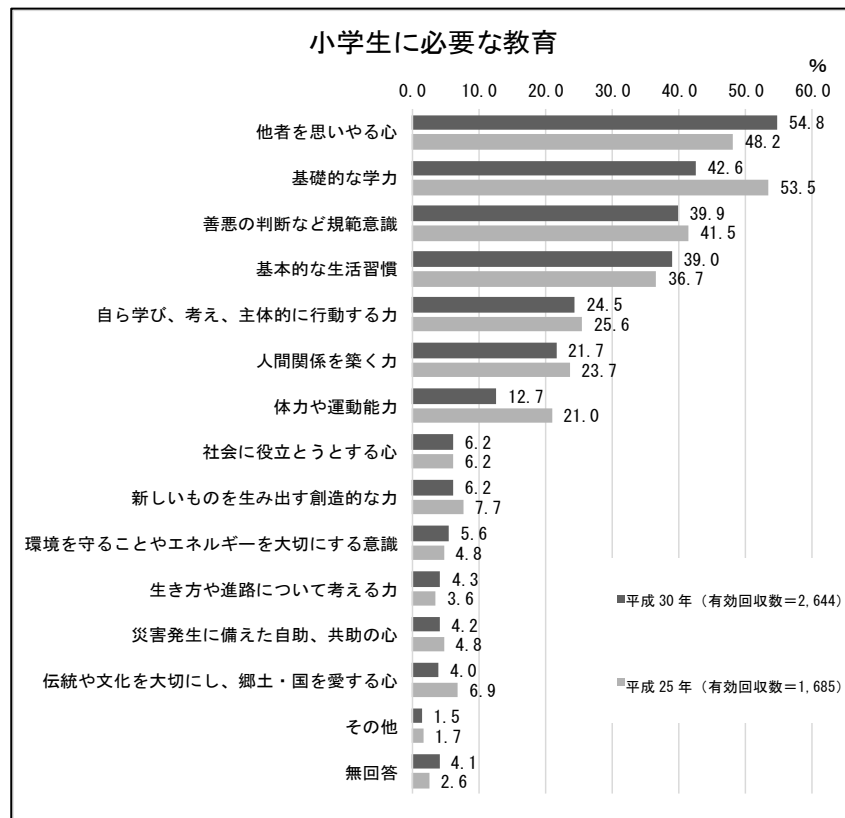


学校教育への期待 ～「他者を思いやる心」が小学生、中学生ともに 1 位

小学生・中学生にどのようなことを身に付けさせる教育が必要と思うか聞いたところ、ともに「他者を思いやる心」（小学生：54.8%・中学生：40.5%）が最も多くなっています。

平成 25 年度（2013 年度）調査で小学生の 1 位は「基礎的な学力」、中学生の 1 位は「自ら学び、考え、主体的に行動する力」であったことから、「他者を思いやる心」を育てることを学校教育に最も期待していることが分かります。

【学校教育への期待】

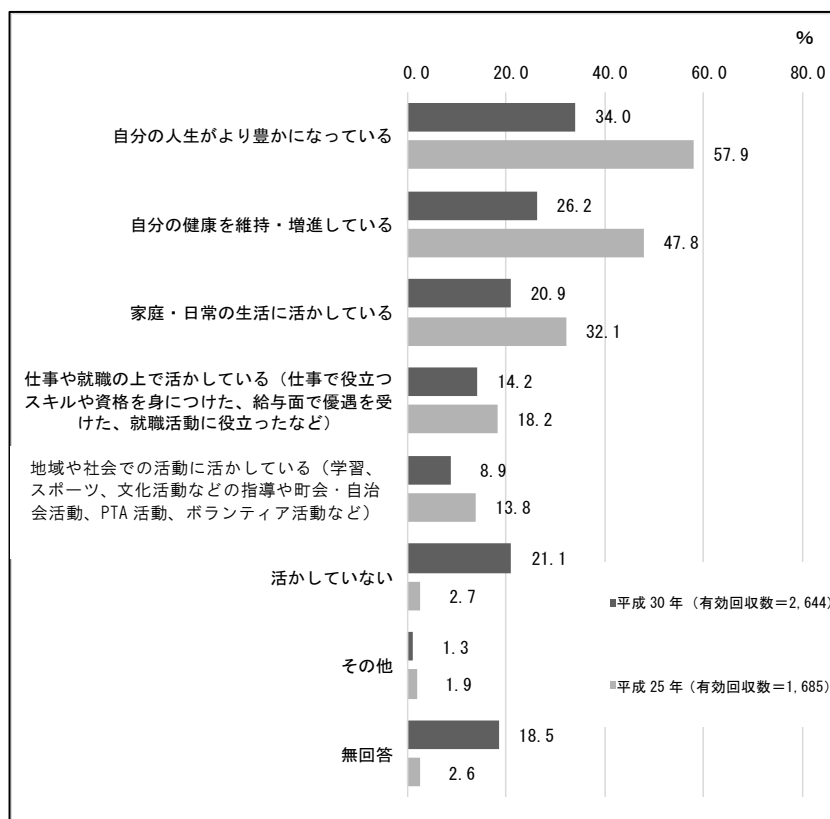


生涯学習活動の活用方法 ～「自分の人生がより豊かになっている」が1位

生涯学習を通じて身に付けた知識や技能、経験をどのように活かしているかどうかを聞いたところ、「自分の人生がより豊かになっている」（34.0％）が最も多く、次いで「自分の健康を維持・増進している」（26.2％）が続きます。この順位は平成 25 年度（2013 年度）調査でも同じであり、多くの市民が生涯学習を自分のための活動と捉えていることが分かります。

一方、「地域や社会での活動に活かしている（学習、スポーツ、文化活動などの指導や町会・自治会活動、PTA 活動、ボランティア活動など）」は、いずれの調査においても 10％前後であり、生涯学習活動で身に付けた知識や技能、経験を地域社会で活かしている意識は高くないことが分かります。

【生涯学習活動の活用方法】



第3節 八王子の未来に対する子どもたちの思い

本市では、市制100周年を迎えた平成29年（2017年）に基幹事業として開催された「ビジョンフォーラム」で発表された中学生の提言と、子どもたちの視点で八王子のまちづくりについて考えた「子どもミライフォーラム」で発表された提言を整理し、「八王子の未来」への提言としてまとめました。八王子市教育委員会としても、この提言を活かし、本計画に反映していきます。

「八王子の未来」への提言

子どもたちが夢と希望を持てるまちに

ビジョンフォーラムで発表された中学生の提言

健康福祉フォーラム

笑顔で 「心」と「からだ」を健康に

心と体の両方の健康のためには、いつも笑顔でいること、笑うことが大切です。

スポーツ推進フォーラム

多様なスポーツの魅力に触れ、 深める異なる世代の絆

異なる世代間でも絆を深めることができるのがスポーツです。そのスポーツの魅力に触れていくことが大切です。

生涯学習フォーラム

生涯学びたいという意欲を 育てる環境

生涯学び続けるために必要なことは、挑戦、努力、そして興味をもつこと。また、人との関わりが大切です。

みどりのまちづくりフォーラム

だれにでも 長く使われる都市公園に

都市公園の発展のために、どの年代でも長く使われる公園をめざすこと、子どもの時に来ていた人が大人になっても来るような公園にすることが大切です。

生活文化創造都市フォーラム

交通、安心安全、 サービスを軸に新たな八王子へ

現在の良さを活かし、八王子を発展させるための3つの視点は、交通の便利さを活かすこと、安全安心、そして、新しいサービスを活かして観光と農業をアピールすることです。

文化芸術フォーラム

取り入れよう、 普段の暮らしに楽しい芸術

「楽しい」という文化芸術の最も大きな魅力を伝えるために、普段の暮らしに文化芸術を取り入れることが大切です。

安全安心フォーラム

地域と連携し、 自分たちで守る八王子の安全

災害に備えて自分たちにできることは何か。どのような備えが必要なのか。

歴史伝統フォーラム

未来へ活かそう それぞれの時代の八王子の魅力

未来の八王子のまちづくりに活かすために、それぞれの時代の八王子の魅力を知ることが大切です。

子どもミライフォーラムで発表された子どもたちからの提言

子どもミライフォーラム

八王子は私たちがつくるまち

大人と一緒にまちづくりについて考え、自分たちでできることに取り組んでいくことの大切さを感じました。

第4節 今日の教育を取り巻く状況と今後の重要課題

2030年以降の社会を見据えた国と東京都の動向

教育基本法第17条に基づき、国は「第3期教育振興基本計画」（平成30～令和4年度（2018～2022年度））を策定しています。この計画では、人口減少・高齢化の進展、人生100年時代の到来、急速な技術革新による超スマート社会（Society5.0）の到来など、2030年以降の社会変化を見据え、生涯にわたる一人ひとりの「可能性」と「チャンス」の最大化を中心的なテーマに、多岐にわたる教育施策を定めています。

「東京都教育ビジョン（第4次）」は子どもの教育に特化した計画として、「子供の「知（確かな学力）」、「徳（豊かな心）」、「体（心身の健康）」を育み、社会の持続的な発展に貢献する力を培う」と「学校、家庭、地域・社会が相互に連携・協力して子どもを育てる」を基本方針に据え、「情報化や国際化など急速かつ激しく変化するこれからの社会を主体的・創造的に生き抜いていく子ども」の育成を掲げています。

国、東京都ともに、郷土への視点と世界への視点の両方をもち、長寿命化とグローバル化が更に進む時代に活躍する人材を育成する教育を重視しています。

本市の教育にかかる今後の重要課題

課題1 一人ひとりの豊かな心と可能性を伸ばす学校教育の充実

これからの学校教育は、「知」、「徳」、「体」の育成を通じて、子どもたちに自己肯定感や自己有用感といった「自尊感情」を高めることが根本的な役割になります。その上で、児童・生徒一人ひとりの豊かな心を育て、将来、自分に自信をもち、情報化やグローバル化といった変化の著しい現在の社会の中で存分に力を発揮できるよう、社会を切り拓く資質や能力を伸ばすことが義務教育に課せられた使命と考えます。

本市の平成30年度（2018年度）の全国学力・学習状況調査結果では、「自分には良いところがあると思う」と答えた児童・生徒の割合は全体の約82%で、平成29年度（2017年度）と比べ、75%向上しています。

こうした現状を土台にして、今後は「基本的な学習の定着」に加えて「自尊感情の向上」を義務教育の新たな目標に位置付け、自ら探究する態度と他者との対話の中から自分の考えを更に深める「主体的・対話的で深い学び」を重視する授業を通じて、子どもたちが自己肯定感や自己有用感を得られるよう、教員の指導力を更に向上させる必要があります。そのために、各学校において多様な地域資源を活かしながら、教科横断的な教育課程の編成とその評価・改善をすすめる仕組みである「カリキュラム・マネジメント」を導入する必要があります。

また、大学や企業などの地域資源とも連携しながら、外国語教育とメディアリテラ

シー教育の強化、伝統や文化に関する体験学習の充実、系統的な社会的・職業的自立に向けたキャリア教育の充実、持続可能な開発目標（SDGs）を意識し、これからの社会を切り拓く資質や能力を伸ばす教育を地域全体で展開することが必要になります。

課題 2 いじめ防止対策、不登校児童・生徒への対応の強化

「いじめを許さないまち八王子条例」（平成29年4月施行）の制定を受け、平成29年（2017年）10月に「八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針」を策定し、八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会の開催や全教職員を対象とした研修の実施などを通じて、いじめ防止に取り組んでいます。

今後も「いじめ問題」を真摯に受け止め、道徳教育などを通して、他者を思いやる心の育成に力を入れるとともに、スマートフォン使用の低年齢化なども念頭に置いたネット上のトラブルへの対応や「子ども見守りシート」を活用した保護者との連携強化、関係機関との連携強化など、いじめの未然防止と早期解決に向けた一層の取組が必要になります。また、いじめ防止対策や近年増加傾向にある不登校児童・生徒にしっかりと対応するために、教員のいじめに対する認識を抜本的に改め、いじめの認知への感度を高め、いじめの早期発見・早期対応につなげていくことが重要です。そして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの拡充とともに、スクールロイヤーや学校心理士スーパーバイザーなど、専門家の支援を仰ぐ体制を整え、有効に活用する必要があります。

【いじめの認知件数】

単位：件

学校区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小学校	132	656	898	調整中
中学校	166	164	244	
計	298	820	1,142	

【不登校の児童・生徒数】

単位：人

学校区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小学校	118	127	135	170
中学校	379	371	371	530
計	497	498	506	700

課題 3 多様なニーズに応じた教育、学びのセーフティネットの充実

特別支援教室で指導を受ける児童・生徒数は年々増加しています。通常学級に在籍しながら特別な支援を受ける児童・生徒の増加も予想されます。今後も関係部署や専

門機関と密接に連携しながら、児童・生徒一人ひとりの状況やニーズを適切に把握し、就学から就職まで切れ目なく継続的に支援できるよう、特別支援教育に関する体制の充実が必要になります。

国では、令和元年（2019年）6月に「子どもの貧困対策に関する法律」を改正し、11月に「子供の貧困対策に関する大綱」を改定しました。その大綱の「教育の支援」では、学校を地域に開かれたプラットフォームとして位置付けています。

八王子市教育委員会では、学校がプラットフォームの役割を果たすため、学校教育による学力保障はもとより、習熟度別指導や土曜日・放課後の補習によるきめ細かな指導を推進するほか、スクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの派遣などを通じて、子どもの家庭環境や心理的な問題に対する支援を行っています。

子どもの生まれ育った環境によって将来が左右されないよう、また、児童虐待など、厳しい家庭環境にある子どもも安心して過ごし、悩みを教職員に相談できるよう、今後は更に多様な視点からの教育相談体制の充実を図る必要があります。そのために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが十分に機能する体制の構築や子ども家庭支援ネットワークなどにより一層連携し、きめ細かい「学びのセーフティネット」の一層の充実を図り、身近な存在である教職員が、厳しい環境にある児童・生徒の気持ちにいち早く気づき、粘り強く寄り添っていけるような対応力を身に付けることも重要になります。

課題 4 学校における働き方改革の推進

近年では学校と教職員に求められる業務や役割が飛躍的に増大し、それに対応するために教職員が長時間勤務を余儀なくされている実態があり、持続可能な学校運営をすすめる上で大きな問題となっています。

こうした実態を改善し、教職員の意欲と能力を高め、本市の学校教育の質を更に高めていくために、平成30年（2018年）8月に策定した「八王子市立学校における働き方改革推進プラン」に掲げた取組を着実にすすめ、学校及び教職員の業務範囲を明確にした上で、教職員の専門性を活かし、授業改善のための時間や児童・生徒に接する時間を十分に確保できる勤務環境の整備が必要です。

課題 5 「地域とともにある学校づくり」の進化

少子高齢化による人口減少の進行や、核家族化など家族形態・ライフスタイルの変化に伴い、家庭・地域が抱える課題が多様化・複合化している中、現在の学校が果たす役割は以前と比べて多岐にわたっています。これからの学校は、「子どもの学びの場」だけでなく、「子どもの居場所」や「地域の防災拠点」といった、人々が集う地域コミュニティの拠点として多様な機能を有し、学齢期の教育施設という枠を越えて、地域創生の一翼を担う地域資源としての役割が期待されています。

本市の児童・生徒数は昭和 50 年代後半から 60 年代をピークに、現在、ピーク時の約 65%程度に減少しており、学校の小規模化がすすんでいます。一方で、学校施設の老朽化が進行し、建築後 40 年を経過した施設は全体の約 6割を占める状況です。そこで、子どもたちの教育環境を適切に維持・管理し、適正に学校を配置していくことが重要となります。

そして、中学校区を日常生活圏域の最小単位とし、中学校区ごとに公共施設の集約化をすすめ、就学前から中学校までの子どもの発達段階の移行を円滑にする学校間連携の深化をはじめ、地域コミュニティ拠点に相応しい機能充実や複合施設化など、まちづくりと連動した学校施設の再編を本格的にすすめる必要があります。

平成 29 年（2017 年）3 月に、国では、地域と学校の連携・協働に向け「地域学校協働活動」の推進に係る体制整備や、地域学校協働推進員に関する規定が整備されました。平成 31 年（2019 年）4 月、本市では全市立小・中学校 108 校に学校運営協議会の設置が完了しました。今後は学校運営協議会が学校の運営方針などを決定。その方針を実現するべく、学校コーディネーターが中心となり、地域住民等とのネットワークを構築し、各種活動をコーディネートするなど、地域学校協働活動がより活性化する仕組みをつくることが重要になります。

課題 6 「学び」と「活動」の循環で、学びの成果を地域へ還元

医療体制の充実や生活水準の向上等により、以前と比べて健康寿命が延び「人生 100 年時代」と言われる時代の到来が予測されている今日、小学校から高等学校・大学等まで学び、1つの職業のみで定年退職を迎え、余生を過ごすという従来の価値観だけでは、長い人生を充実させていくのは難しくなりつつあります。「人生 100 年時代」では、人生は、「教育」・「勤労」・「老後」の 3 ステージの単線型の「みち（人生）」ではなく、さまざまな学び方や働き方などを選択するマルチステージ型の「みち（人生）」となります。

そこで、100 年という人生を豊かに送るという観点から、学校卒業後において、若者も高齢者も社会人も、生涯にわたって学習活動（学び・読書・スポーツ）をしたい時にいつでも始められ、その成果を地域活動やボランティア活動、就労などに活かすことのできる環境の重要性が増しています。

平成 30 年度（2018 年度）市政世論調査によると、生涯学習活動を「自分の人生を豊かにする」ものと捉えている一方で、生涯学習活動の成果を地域や社会での活動に活かしている割合は約 10%前後に留まります。

こうした実態を踏まえ、生涯学習活動（学び・読書・スポーツ）を通じて、それまでの人生の中で培ってきた経験と、新たに取得した学習成果を、地域社会や生活上の課題解決に活かすなどの必要性が高まっており、「学びのまち八王子」、「読書のまち八王子」、「スポーツを通じたまちづくり」の実現が一層求められています。

第 3 章 計画の基本的な方向

第 1 節 基本理念

誰もが生涯にわたって学び合い 自分の「みち」を自信をもってあゆむ力を育む はちおうじの教育

大人も子どもも、障害のあるなしに関わらず、
全てのひとが、自分らしい「みち」を見つけ、
時には、別の「みち」も選べるように。

学びたいことを、いつでも、どこでも学び、
誰かと学び合えるように。

子どもたちが、オンリーワンの自分の良さに気づき、
自分らしい「みち」を
あゆんでいける力を身に付けられるように。

全ての市民の学びを支える。
それが、はちおうじの教育の使命です。

第2節 今後10年間を通じてめざす教育の姿

本計画の基本的な方向として定めた基本理念を実現するために、今後10年間を通じてめざす3つの教育の姿を示し、体系立てて施策を展開していきます。

めざす教育の姿1 はちおうじっ子の「生きる力」の育成

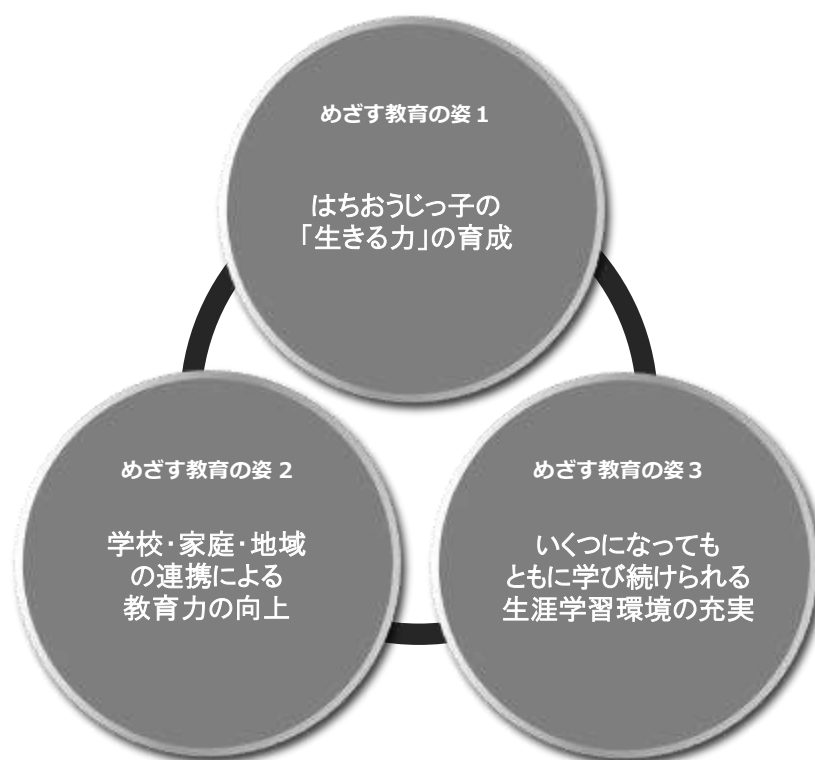
子どもたちが自分の「みち」を見つける力と、その「みち」を歩いていくために必要な力を身に付け、これからの社会を担っていくための「生きる力」を育成します。

めざす教育の姿2 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上

子どもを取り巻くさまざまな状況に応じて学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たすとともに、社会総がかりで子どもの健やかな成長を支える教育環境を構築します。

めざす教育の姿3 いくつになってもともに学び続けられる生涯学習環境の充実

「まなぶ」、「いかす」、「つながる」をテーマに、誰もが、いつでも、どこでも学習できる環境づくりとともに、学びを地域活動等に活かしやすい環境整備を図り、「市民がつながる生涯学習」を推進します。



第3節 施策体系

基本理念 誰もが生涯にわたって学び合い 自分の「みち」を自信をもってあゆむ力を育む はちおうじの教育

めざす教育の姿1 はちおうじっ子の「生きる力」の育成

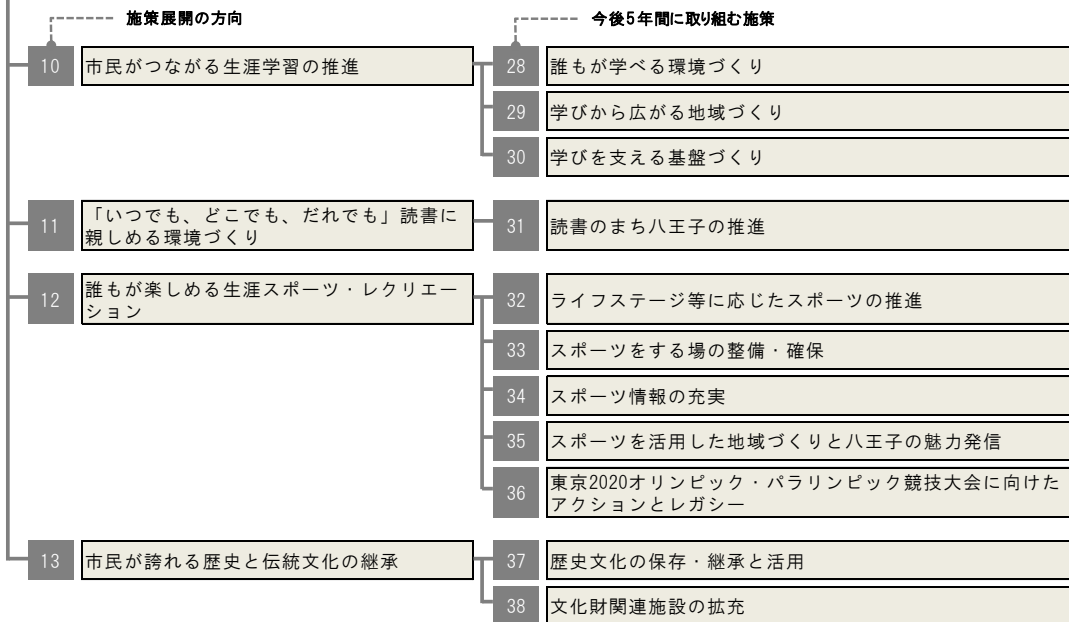
施策展開の方向	今後5年間に取り組む施策
1 確かな学力の育成	1 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上
2 豊かな心の育成	2 自分を大切に、他者を思いやる心の育成
	3 いじめ防止対策の推進
	4 感性や創造性を育む活動の充実
	5 部活動の充実
3 健康なからだ・体力の育成	6 食育の推進
	7 体力向上と健康教育の充実に向けた取組の推進
4 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進	8 特別支援教育の充実
	9 登校支援の充実
	10 帰国・外国人児童・生徒への就学の支援
	11 教育の機会均等の確保
5 円滑で継続性・連続性のある教育の推進	12 幼児期からの教育の推進
	13 義務教育9年間の系統性のある教育の充実
6 夢や志をもち挑戦する力を育む教育の推進	14 社会で活躍できる多様な力を育成する教育の推進
	15 一人ひとりのキャリア形成と自己実現に向けた教育の推進

めざす教育の姿2 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上

7 学校における指導体制の向上	16 教員の資質・能力の向上
	17 学校の組織力向上
8 家庭・地域の力を活かした教育の推進	18 地域運営学校の充実
	19 多様な地域の人材と協働した教育活動の推進
	20 学校だけでは解決が困難な問題に対する支援
	21 子どもの安全・安心の確保
	22 家庭教育支援活動の推進
	23 放課後の子どもの居場所づくり
9 学びを支える環境づくり	24 学校の再編
	25 学校施設の充実
	26 学校ICT環境の充実
	27 学校における働き方改革の推進

基本理念 誰もが生涯にわたって学び合い 自分の「みち」を自信をもってあゆむ力を育む はちおうじの教育

めざす教育の姿3 いくつになってもともに学び続けられる生涯学習環境の充実



第 2 編 各論 今後 5 年間に取り組む施策

めざす教育の姿 1

第 1 章 はちおうじっ子の「生きる力」の育成

施策展開の方向

1 確かな学力の育成

基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得を図り、思考力、判断力、表現力その他の能力を育み、学習意欲向上の取組をすすめる学力向上を図ることにより、生涯学習の基礎を養います。

指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
放課後補習等、習得目標値未満の児童・生徒を減少させるための組織的・効果的な取組を実施している学校数	令和 2 年度より、習得目標値未満の児童・生徒を減少させるための取組を教育課程に位置付ける。	全小・中学校 （習得目標値未満の児童・生徒を減少させるための組織的・効果的な取組を全小・中学校で実施する。）
習得目標値未満の児童・生徒を減少させるための学校独自の取組を実施している学校数をはかる指標です。全ての学校で、習得目標問題を児童・生徒が確実に解くことができるようになるための取組を行うことを目標とします。		
指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
中学 3 年生の習得目標値未満の生徒数	国語	国語、数学ともに 0 人
	194 人	
	数学	
	496 人	
児童・生徒の学力の定着度をはかる指標です。教科書レベルの習得目標問題を解くことができない児童・生徒数を減少させ、中学 3 年生で 0 人とすることを目標とします。		

2 豊かな心の育成

社会とのかかわりの中で生き、社会を創っていくために、自らに自信をもち、さまざまなことに挑戦するとともに、自らを律しつつ、他者と協調する豊かな心を育みます。

指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
自分を大切にすると感じている児童・生徒を育む	小学校 4 年生	小学校 4 年生、中学校 1 年生ともに 3 ポイント以上 ※ 4 ポイント満点
	「自己評価・自己受容」 2. 9 ポイント (都：3. 38)	
	中学校 1 年生	
	「自己評価・自己受容」 2. 6 ポイント (都：2. 39)	
自尊感情をはかる指標です。多くの児童・生徒が自分を認め、大切に思う気持ちを育てることを目標とします。		

指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
相談できる大人が 1 人以上いると回答した児童・生徒の割合	小学校 99.9% 中学校 99.8%	小・中学生ともに 100%
誰もが安心していじめに関する相談ができる環境であるかをはかる指標です。全ての児童・生徒に相談できる大人がいる状態にすることを目標とします。		
指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」という質問に「あてはまる」と答えた児童・生徒の割合	小学生 86.0% 中学生 76.9%	小・中学生ともに 100%
いじめに対する児童・生徒の認識度をはかる指標です。全ての児童・生徒がどんなことがあってもいじめはいけないと思う状態にすることを目標とします。		

3 健康なからだ・体力の育成

「生きる力」を支える健康なからだ・基礎体力を育む教育をすすめます。

指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
学校給食の食材に地場産物を使用している割合	19.7%	30%
学校給食に地場産物をどのくらい使用しているかをはかる指標です。地場産物をより多く使用することで、子どもたちの地域の生産者や産業への理解を深め、八王子への郷土愛を育むことを目標とします。		
指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
体育の授業のほかにも運動をしている児童・生徒の割合	小学校 4 年生	小学校 4 年生
	85.5%	90%
	中学校 1 年生	中学校 1 年生
	80.8%	85%
どのくらいの児童・生徒が体育の授業以外に運動に取り組んでいるかをはかる指標です。より多くの児童・生徒が運動に意欲的に取り組むことを目標とします。		

4 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進

児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育を通じて必要な支援と教育機会の確保を図ります。

指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
巡回指導教員が配置される特別支援教室拠点校の校数	26 校	42 校
学校における特別支援教育の充実度をはかる指標です。特別支援教育を専門とする巡回指導教員が配置される特別支援教室拠点校数が増えることを目標とします。		
指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
不登校児童・生徒のうち、スクールソーシャルワーカーによる継続支援児童・生徒の割合	18.3%	45%
不登校の児童・生徒に対して、適切な支援がされているかをはかる指標です。多くの不登校児童・生徒にスクールソーシャルワーカーによる継続的な支援がされることを目標とします。		

5 円滑で継続性・連続性のある教育の推進

幼児教育の充実とともに、就学前から義務教育9年間を見通した継続性・連続性のある教育活動を通して、子どもたちが将来を見通して自立的に生きるための基盤となる能力を育みます。

指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
学校が楽しいと回答した生徒の割合（中学 1 年時）	現状値なし （令和 2 年度調査開始）	80%
中学校生活の充実度をはかる指標です。より多くの中学生が、中学校生活への不安を解消し、充実した生活が送れていることを目標とします。		
指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
いずみの森義務教育学校の指導体制及び指導方法に満足していると回答した児童・生徒、保護者の割合	現状値なし （令和 2 年度調査開始）	80%
いずみの森義務教育学校における指導体制と指導方法について児童・生徒、保護者が満足しているかを図る指標です。義務教育学校への理解及び教育活動への満足度を高めることを目標とします。		

6 夢や志をもち挑戦する力を育む教育の推進

伝統と文化を尊重し、さまざまな分野でグローバルに活躍できる人材を育成します。また、社会的・職業的自立の基盤となる基礎的・汎用的能力を育成します。

指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
英語で積極的にコミュニケーションを図ろうとしている生徒の割合（中学 1 年時）	37.2%	75%
英語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする意欲があるかどうかをはかる指標です。多くの生徒の豊かな国際感覚を高めることを目標とします。		
指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
将来の夢や目標をもっている児童・生徒の割合	小学生 84.2% 中学生 74.3%	小・中学生ともに 100%
児童・生徒が希望をもって日々の生活を送っているかを図る指標です。より多くの児童・生徒が将来の夢や目標をもっていることを目標とします。		

1 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上

●現状と課題●

- 新学習指導要領では、「知識・技能」の習得と未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性」の涵養が求められています。
- 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力を育むために、授業力の向上を図る必要があります。
- 国及び東京都、更には本市独自の学力定着度調査を実施し、小学4年生から中学3年生まで、6年間にわたる学力や学習状況等を把握し、各学校において個に応じた指導の充実及び授業改善に役立ててきました。
- アシスタントティーチャーの活用や、保護者・地域の人材と連携した土曜・放課後の補習を実施することにより、児童・生徒の習熟度に合わせた個別学習の充実を図ってきました。今後も児童・生徒の学力の向上を図るために、アシスタントティーチャーの増員や活用を図っていく必要があります。
- 本市独自の学力定着度調査の結果に基づき、基礎学力の定着を図ることを目的に「八王子ベーシック・ドリル」を開発し、授業や家庭学習などで活用してきました。今後も本市独自の学力定着度調査の結果を踏まえ、指導の改善に取り組む必要があります。
- 基本的な学習内容の定着が十分でない児童・生徒がおり、学力定着度に差が見られるため、個に応じた指導の充実を図り、市の習得目標値未達の児童・生徒数を減少させていく必要があります。
- 学校の教員だけでなく、地域や保護者等と協力し、放課後等の補習を行う体制を構築していく必要があります。

施策の方向	主な取組
○ 全ての児童・生徒が習得目標問題を解けるようになるための取組を推進します。	○ 各学力調査における本市独自の習得目標問題の設定 ○ 習得目標値未達の児童・生徒の状況の把握及び学校への周知 ○ 習得目標値未達の児童・生徒の減少に向けた各学校の取組への支援 ○ 八王子ベーシック・ドリルの拡充及び活用 ○ 自尊感情測定レーダーチャートの活用
○ 習熟度別指導や少人数指導などの児童・生徒一人ひとりの個に応じた指導の充実を図ります。	○ アシスタントティーチャーの活用推進と配置の拡充 ○ 学習協力者ボランティアや学校インターンシップの学生等の積極的な活用 ○ 土曜日及び放課後等における補習の実施
○ 自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもったり、振り返ったりしながら学ぶ「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図るための取組を推進します。	○ 「はちおうじっ子指導資料」に基づいた各教科等の研究授業の実施 ○ 研究指定校における授業改善を図るための研究及び成果普及 ○ キャリア教育の全体指導計画及び教科等の年間指導計画の策定及び実施 ○ 自己有用感や自己変容の自覚につながる取組の充実
○ 学校教育の教育活動の中に学力向上に関するPDCAサイクルを確立するなど、児童・生徒の学力向上を図るための取組を組織的に推進します。	○ 児童・生徒の学力の定着度を把握するための八王子市学力定着度調査の実施 ○ 「学力向上・学習状況改善計画」及び「授業改善推進プラン」の作成と活用

2 自分を大切にし、他者を思いやる心の育成

●現状と課題●

- 平成 30 年度（2018 年度）八王子市学力定着度調査の意識調査より、「自分を大切にすると感じている児童・生徒の割合」、「他の人を大切にしていると感じている児童・生徒の割合」が 77.8%という現状から、自分及び他人を認めることで、自分を大切に思う気持ちを育てることが必要です。
- 小中一貫教育施策推進委員会において、小・中学校 9 年間を見通した人権教育や道徳教育の充実を図るため、授業展開や指導方法の工夫について調査研究をすすめ、研修会等で情報共有し、各学校で活用してきました。
- 特別活動を中心に、異年齢交流活動や係・委員会活動等を通じて、児童・生徒が活躍できる場や機会を設定し、自己肯定感や自尊感情を高める取組をすすめてきました。
- 特別の教科 道徳を要として、道徳教育を教育活動全体で行い、人間としてのもつべき規範意識や公共の精神、自他の生命尊重、自己肯定感など、児童・生徒の豊かな心を育成することが求められています。
- 情報機器の急速な普及に伴い、ネット依存、ネット被害、SNS によるトラブルなどの新たな問題が生じています。情報社会における正しい判断や望ましい態度を育成することが重要です。
- 児童・生徒の思いやりの心や生命尊重の意識を醸成することで、いじめ防止対策を推進していく必要があります。

施策の方向	主な取組
○ 「特別の教科 道徳」の時間において、考え、議論する道徳教育の充実を図ります。	○ 道徳教育の指導の充実のための研究指定校の指定及び成果普及 ○ 新教育課程検討委員会道徳部会における「考え・議論する」道徳をめざした授業研究及び成果普及 ○ 「いじめ防止等のためのリーフレット」を活用した授業による児童・生徒の心の醸成
○ 自他をかけがえのない大切な存在であるという気持ちを育み、多様性を高め合う共生社会の実現や人権教育の充実を図ります。	○ 人権尊重教育推進校の研究成果の普及 ○ 小中一貫教育施策推進委員会人権教育部会における研究授業及び報告書による成果普及
○ 保護者や地域と連携した道徳教育を推進していくために、道徳授業地区公開講座の工夫・改善を図ります。	○ 道徳授業地区公開講座における意見交換会の実施方法の検討及び先進的な取組内容の周知
○ 子どもたちの自尊感情や自己肯定感を高め、人を思いやる心や命を大切にする心を育成する取組の充実を図ります。	○ 中学生サミットの開催 ○ 赤ちゃんふれあい事業との連携 ○ 「八王子市いのちの大切さを共に考える日」の取組の実施
○ 子どもたちにSNSの適切な使い方を身に付けさせるために、学校、家庭、地域の連携を図ります。	○ セーフティ教室の実施 ○ 情報機器会社によるメディアリテラシー教育の実施

3 いじめ防止対策の推進

●現状と課題●

- 児童・生徒のいじめ抑止に向けた取組の強化やSOSの受信力・発信力の向上を図り、いじめの未然防止に向けた対策を強化することが必要です。
- 「いじめを許さないまち八王子条例」や「八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針」に基づき、「学校いじめ防止基本方針」の内容の充実を図り、いじめ防止に向けた校内体制を整備してきました。
- 条例や基本的な方針の趣旨を広く市民に周知するとともに、全教職員がいじめ防止に関する対処や取組について、理解を深めることが必要です。
- 「いじめ防止等のためのリーフレット」を活用し、児童・生徒や保護者、地域に向け、いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談体制等について啓発するとともに、SNSの活用について、学校での指導の充実、保護者への更なる意識啓発が必要です。
- いじめの未然防止や発生時の迅速な対応を図るため、児童・生徒の学校生活上の状況を継続的に把握することが必要です。

■いじめの認知件数

単位：件

学校区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小学校	82	132	656	898	調整中
中学校	168	166	164	244	
計	250	298	820	1142	

■いじめの解消率

単位：%

学校区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小学校	90	124	640	852	調整中
中学校	152	151	141	218	
計	242	275	781	1070	
解消率	82.0	92.3	95.2	93.7	

施策の方向	主な取組
○ 「八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針」に基づいた「学校いじめ防止基本方針」にのっとり、いじめ防止に向けた取組を確実に推進します。	○ いじめの早期発見・早期対応のためのアンケートの実施 ○ 学校いじめ問題対策委員会等、校内の相談体制の充実 ○ 保護者・地域との連携の推進 ○ 全市立小・中学校において「いじめ防止に関する校内研修プレゼンテーション」を活用した、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた校内研修の実施
○ 全市立小・中学校におけるいじめ防止に向けた授業を実施します。	○ 全市立小・中学校において、「いじめ防止等のためのリーフレット」等を活用した、年間3回以上のいじめ防止に関する授業の実施 ○ SNSによるネットトラブルの未然防止や適正なインターネット利用の推進を図る学習機会の設定 ○ 情報機器会社によるメディアリテラシー教育の実施（再掲）
○ 全市立小・中学校児童・生徒の自尊心・自己肯定感及び命を大切にする心を向上させる取組を推進します。	○ 赤ちゃんふれあい事業との連携（再掲） ○ 「八王子市いのちの大切さを共に考える日」の取組の実施（再掲）
○ いじめの未然防止や発生時の迅速な対応を図るため、児童・生徒の学校生活上の状況を継続的に把握し、家庭との連携を図っていきます。	○ 「楽しい学校生活を送るためのアンケート（Q-U）」の実施 ○ いじめ防止プログラムやソーシャルスキルトレーニングの実施 ○ 子ども見守りシートの活用 ○ 児童・生徒が相談できる大人に関する調査の実施 ○ 長期休業前、長期休業日終了前の児童・生徒の状況把握調査の実施

4 感性や創造性を育む活動の充実^[71]

●現状と課題●

- 児童・生徒の探究的な学習の促進を図るため、調べ学習の定着を図っています。
- 学校図書館の更なる活用に向け、司書教諭、学校司書やボランティアの資質・能力の向上のための研修を実施しています。
- 市図書館システムの再構築に合わせて、平成 31 年（2019 年）4 月に学校図書館システムを導入しました。
- 読書活動の推進のため、学校図書館の蔵書の有効活用について、市図書館と連携を図りながら、市及び学校の図書館システムの更なる活用を検討していく必要があります。
- 各教科等の全体計画、年間指導計画に地域の特色を活かした体験活動を取り入れ、計画的に実践しています。
- 学習協力者等ボランティアの活用を図り、体験活動の機会を拡充することを通し、子どもたちの問題発見や問題解決能力を伸長させるための総合的な学習の時間の充実を図っています。
- 市立学校における体験活動のあり方について、現状を踏まえるとともに、今後の体験活動のあり方を検討する必要があります。
- 社会体験活動や自然体験活動等を通じ、児童・生徒の多様な体験活動の機会を充実し、一人ひとりが自らの課題を乗り越えつつ、他者と協働して何かを成し遂げる力を育てることが重要です。

施策の方向	主な取組
○ 学校図書館活用年間計画の作成を促進し、学校図書館を活用した授業や読書活動の充実を図ります。	○ 学校図書館活用年間指導計画の作成及び効果的な利活用の推進 ○ 調べ学習などの学校図書館を活用した授業実践
○ 学校図書館に関わる職員の連携、資質向上を更に推進します。	○ 各担当者の研修の実施（司書教諭・図書館担当教諭、学校司書、学校図書館ボランティア等） ○ 学校図書館サポート職員の支援
○ 保護者・地域と連携した学校図書館運営をすすめ、児童・生徒の読書習慣の定着を図ります。	○ 学校図書館ボランティアを活用した学校図書館の整備 ○ 児童・生徒、保護者への情報発信と「家読（うちどく）」の推進
○ 図書館システムの活用により、公共図書館と学校との連携を充実し、学校図書館のより一層の読書活動の促進及び蔵書の有効活用を図ります。	○ 図書館システムによる迅速な児童・生徒への蔵書の貸出・返却 ○ 調べ学習に必要な資料の検索や迅速な貸出 ○ データの有効活用化
○ 児童・生徒の読書活動を推進するための学校図書館の機能の充実を図ります。	○ 学校司書派遣事業の実施 ○ 学校図書館サポートセンターの学校図書館への支援体制の整備
○ 成就感や達成感を感じることのできる体験活動を推進します。	○ オリンピック・パラリンピック教育と関連付けた体験活動の実施 ○ 宿泊行事を含む体験的な活動の実施
○ 問題発見や問題解決の能力を伸ばさせるための総合的な学習の時間の充実を図ります。	○ 自然体験やボランティア活動などの社会体験、ものづくりなどの体験活動の実施 ○ 発表や討論などの学習活動の実施

5 部活動の充実

●現状と課題●

- 生徒の興味・関心に応じた部活動を設置するとともに、部活動の運営が困難な学校に対して、外部指導員の配置や複数の小規模校の連携・交流による広域部活動を実施して、部活動の充実を図っています。
- 部活動指導員が配置された学校の実施状況から課題等を検証し、配置の拡大に向けた検討が必要です。
- 文化部や中学校体育連盟に加盟していない部活動について、コンクールや大会に参加できるよう生徒派遣費の補助対象範囲を見直し、部活動の充実を図っています。

■部活動指導員及び部活動指導補助員の配置状況

単位：人

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
部活動指導員	—	—	—	—	4
部活動指導補助員（外部指導員）	180	199	206	220	193

■中学生の部活動参加率

単位：％

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
参加率	90.1	88.90	89.20	89.70	82.74

施策の方向	主な取組
○ 部活動指導員や部活動指導補助員の配置を通して部活動の質の向上を図ります。	○ 部活動指導員や部活動指導補助員の配置の拡大
○ 部活動の運営が困難な学校や複数の小規模校の連携・交流による広域部活動を実施します。	○ 拠点校方式や合同部活動方式による広域部活動の実施
○ 「八王子市教育委員会市立学校に係る部活動の方針」（策定中）に基づく部活動を実施します。	○ 「八王子市教育委員会市立学校に係る部活動の方針」（策定中）に基づいた合理的かつ効率的・効果的な部活動の実施 ○ 各種スポーツ大会・ 文化的コンクール [72] に参加する生徒への交通費や大会参加費等の支援

6 食育の推進

●現状と課題●

- 平成 30 年度（2018 年度）に行った「全国学力・学習状況調査」によると、約 8 割の子どもが毎日朝食を食べているものの、小学生では約 15%、中学生では約 20%の子どもが毎日食べていない状況です。
- 社会環境が変化し、生活習慣が多様化する中で、家庭における食に関する作法や望ましい食習慣の実践等が十分とは言えない状況です。
- 栄養摂取に偏りがある傾向の子どもも見られることから、栄養バランスのとれた給食の提供と、給食を活用した食育を推進し、自らの健康を考える力を育む必要があります。
- 食への関心が深まるように、学校で学んだことを家庭でも共有する手立てが必要です。
- 家庭での調理体験が乏しいため、子どもが自分で料理を作る体験を通し、食に触れ、楽しく学べる機会が必要です。
- 伝統的な食文化が十分に継承されず、その特色が失われつつある中で、和食や地域の伝統的な食文化を体験し、次世代に伝えつなげる食育の推進が必要です。
- 地域の生産者とのふれあいや農業体験などを通し、感謝の心や郷土愛を育むことが求められています。
- 全市立小・中学校で、食に関する指導の全体計画・年間指導計画の実践・深化や、更に各教科等の食に関する指導と関連付けた取組が求められています。

■朝食の摂食状況

単位：％

区分	毎日食べている	どちらかといえば食べている	あまり食べていない	まったく食べていない
小学生	85.5	9.8	3.3	1.3
中学生	79.8	12.0	5.3	2.9

出典：平成 30 年度全国学力・学習状況調査

施策の方向	主な取組
○ 栄養教諭の配置や、各学校の食育推進チーム・食育リーダー等を中心とし、学校給食を活用した食育を全市立小・中学校で充実します。	○ 食育リーダーを中心とした教職員対象の「食に関する指導力向上研修」の実施 ○ 全市立小・中学校における各教科の食に関する指導と関連付けた献立の作成
○ 小・中学校9年間で「自分で弁当を作ることができる子ども」の育成をめざし、教育活動全体へ食育を展開させます。	○ 「食事を楽しめる子・選べる子・作れる子」と発達段階に応じて「身に付けたい力」を明確にした具体的な食育目標の策定 ○ 全市立小・中学校における食育指導案の作成
○ 「一緒に食べたい人がいる」など、食に対する豊かな人間性を育み、多様な暮らしに対応できる力を身に付けさせます。	○ 家庭・地域への食育の啓発 ○ 給食センターを「食の拠点」とした食育の実施 ○ 市内の生産者や地域と連携した食育・親子料理教室などの調理体験活動の実施
○ 日本や地域の伝統的な食文化への理解や継承に向けた取組を推進するとともに、地場産物を活用した食育で、食への感謝の心や郷土愛を育みます。	○ 地域や日本の伝統・文化を学ぶ給食の実施 ○ 八王子の特産品を取り入れた「八王子産〇〇を食べる日」の実施
○ 幼児期から食に興味をもち、基本的な食習慣を身に付けるため、保育園や幼稚園との連携を図りながら保・幼・小・中の15年間にわたる切れ目ない食育を推進します。	○ 「早寝・早起き・朝ごはん」の啓発 ○ 毎日の食を通して、基本的な食習慣やマナーを身に付ける食育の実施

7 体力向上と健康教育の充実に向けた取組の推進

●現状と課題●

- 本市の児童・生徒の体力の状況は、男子・女子とも、ほとんどの学年で体力合計点が全国平均よりも下回っています。男子では握力、立ち幅とび、ソフト（ハンド）ボール投げ、女子では 20mシャトルラン、立ち幅とび、ソフト（ハンド）ボール投げに課題があります。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機に、全市立小・中学校でオリンピック・パラリンピック教育を推進しています。
- 体育や保健体育はもとより、道徳や総合的な学習の時間、外国語活動など、さまざまな教科を通じて、オリンピック・パラリンピック教育を実施し、体力の向上や子どもたちのスポーツ振興につなげています。
- 全市立小・中学校で、体力・運動能力、生活習慣等調査の結果から、「体力向上推進計画」を策定し、各学校において具体的な改善目標を設定し実態に応じた取組を実施することで、体力の向上を図っています。
- 体育主任研修会等において、体力向上の良い取組について情報を共有するなど、教員の授業力の向上を図る取組を推進する必要があります。
- 児童・生徒の運動に対する関心や意識を高めるために、自らすすんで運動しようとする態度の育成を図る必要があります。
- 家庭に向けて、日常生活の中で運動をすることの重要性を啓発し、子どもたちの基礎体力の定着につなげることが重要です。
- 生活習慣病予備軍の低年齢化、食生活の乱れ、薬物乱用等、子どもたちを取り巻く健康問題が常に変化している状況を踏まえ、健康教育を更に推進していく必要があります。

施策の方向	主な取組
○ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会と関連した体力向上に向けた取組を推進し、児童・生徒が自ら運動に親しむ態度を育成するとともに、健康の保持増進と体力の向上を図ります。	○ 研究推進校における体力向上を図るための研究及び成果普及の実施 ○ 学校ごとの特色あるオリンピック・パラリンピック教育の実施
○ 体育・保健体育の授業改善に資する研修会を充実させ、教員の意識や授業力向上を図ります。	○ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の分析及び課題改善のための取組の実施 ○ 体育主任研修会の開催 ○ 新教育課程教科等検討部会による全教員に向けた研究授業の実施 ○ 体育・保健体育における「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善
○ 家庭に向けて、日常生活の中で運動をすることの重要性を啓発し、子どもたちの基礎体力の定着につなげます。	○ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果等の保護者への周知
○ 薬物依存の危険性を子どもたちや保護者に伝え、子どもたちが生涯にわたって薬物依存から身を守る能力の向上を図ります。	○ 薬物乱用防止教室の実施
○ がんに関する基本的な知識を身に付けるとともに、がんについて学ぶことを通して命の大切さや自己の生き方などを考える取組を行い、がん教育を含む健康教育を推進します。	○ 中学校2年生における外部講師を招へいしたがん教育の実施 ○ 小学校におけるがん経験者から命の大切さについて学ぶ取組の実施

8 特別支援教育の充実

●現状と課題●

- 平成 29 年度（2017 年度）から、乳幼児期から就学・進学・就労などのライフステージの節目において困ることがないよう、市の教育、保育、福祉、医療、産業に関わる各所管が連携した「はちおうじっ子マイファイル」を開始しました。今後は「はちおうじっ子マイファイル」の普及・啓発を図り、切れ目のない支援を更に充実させていく必要があります。
- 共生社会の実現をめざし、特別支援教育の理解が保護者や市民に広がるよう、さまざまな機会を通じて啓発活動に取り組む必要があります。
- インクルーシブ教育が推進される中で、学校において児童・生徒の発達段階や障害に応じた指導・支援が求められ、全ての教員の特別支援教育への理解と指導力の向上を図る必要があります。
- 小学校の特別支援教室で指導を受ける児童数は、特別支援教室開設時と比べ、約 2.3 倍増となっています。また、令和 2 年（2020 年）4 月から特別支援教室の巡回指導を開始する中学校でも、同時期の情緒障害等通級指導学級の在籍生徒数が 1.6 倍となっており、特別な支援を必要とする児童・生徒数は年々増加している状況です。
- 総合教育相談では、近年、就学相談も含めて相談件数が増加傾向にある中で、発達障害に限らず不登校やいじめなどさまざまな課題について、子どもたちや保護者、学校からの相談に対し適切に対応できるよう、心理相談員をはじめとする複数の専門家による多面的かつ包括的な相談体制の充実を図りました。
- 相談内容の多様化・複雑化・困難化の傾向が顕著であることから、これまで以上に、相談員の対応力の向上とともに、教育、医療・福祉・保健の各領域の関係機関相互の連携体制を強化することが求められています。
- 学校サポーター等の支援者の適切な配置と、支援力向上のための育成プログラムにより、特別な支援が必要な児童・生徒へのサポートの充実を図ってきましたが、特別な支援が必要な児童・生徒は増加しており、今後も支援の更なる充実が必要です。

施策の方向	主な取組
○ はちおうじっ子マイファイルの情報を保護者と共有し、小学校から中学校、そして、その先の就労までの支援についての情報を引き継いでいくことをめざします。	○ 小・中学校で、支援が必要な児童・生徒の情報をまとめるサポートファイルの作成 ○ 就学支援シートの活用
○ 共生社会の実現をめざした特別支援教育の理解啓発をすすめます。	○ 特別支援教育ハンドブックの作成 ○ 特別支援教育地域講座の開催
○ 特別支援教育への理解と指導力の向上を図る研修を実施し、教員一人ひとりの基礎的な知識の定着と指導力の向上を図ります。	○ 大学や都立特別支援学校、関係機関の専門性を活かした研修の実施
○ 特別支援教室の入退級の仕組みについて検討を図ります。	○ 特別支援教室の入退級に関する校内委員会のあり方検討会の開催
○ 特別支援学級の新設と特別支援教室の追加及び巡回校のグループ再編をすすめます。	○ 地域の実情に合わせた特別支援学級・特別支援教室拠点校の設置
○ 総合教育相談の相談員の専門性を高めることにより、保護者や児童・生徒、学校からの相談への対応の充実を図ります。	○ スーパーバイザーを活用した事例検討会と内部研修会の実施 ○ 心理教育相談、就学相談、巡回相談などの実施
○ 関係機関相互の連携体制の強化を図ります。	○ 「八王子市特別支援教育ネットワーク会議」の開催
○ 学校サポーター等の支援者の支援力向上と配置の充実を図ります。	○ 学校サポーター等の支援者を対象とする研修会や育成講座の実施

9 登校支援の充実

●現状と課題●

- 教員経験者、臨床心理士及びスクールソーシャルワーカーで構成する登校支援チームでは、市立小・中学校を対象とした「個票システム」の活用と、各学校に定期訪問することで、不登校傾向の児童・生徒の状況の把握と学校による支援の糸口や方向性を共に検討し、初期段階からの校内対応を支援しています。
- これまで高尾山学園を不登校対策の拠点として位置付け、登校支援チームを高尾山学園内に配置し、学園との連携を深めるとともに、高尾山学園における不登校対応のノウハウを発信するなど、市立小・中学校における「全ての子どもたちが安心して過ごせる学校づくり」につなげています。
- 高尾山学園を設置した平成16年度（2004年度）以降、減少傾向を示していた本市の不登校児童・生徒数は、平成25年度（2013年度）を境に増加に転じました。これは全国的にも同様の状態にあり、文部科学省の平成29年度（2017年度）「学校基本調査」によると、全国で14万人を超える子どもたちが不登校状態にあるという結果になっています。
- 不登校の様態は児童・生徒の発達の課題や家庭基盤の脆弱さを背景とするものなど、学校だけでは対応が困難なケースが増加しています。こうした課題に対応するためには、スクールソーシャルワーカーがスクールカウンセラーや教員との連携を深め、福祉、心理、教育という各視点を総合し、不登校児童・生徒の状況に応じた適切な支援を行うことが求められています。
- 不登校状態のまま義務教育を修了した生徒が、卒業後も継続して必要な支援を受けられる体制を構築する必要があります。

施策の方向	主な取組
○ 全市立小・中学校において、不登校児童・生徒に対する早期の登校支援の取組を継続して支援していきます。	○ 個票システムの活用 ○ 登校支援チームによる巡回訪問の実施 ○ 登校支援ネットワークの整備
○ 学校支援体制を強化し、不登校児童・生徒をよりきめ細かに支援します。	○ スクールソーシャルワーカーの巡回担当校の少数化による、よりきめ細かな定期巡回相談の実施
○ 高尾山学園における個々の不登校児童・生徒に対する適応や転入学の支援の充実を図ります。	○ 高尾山学園内の適応指導教室と特別支援教室との連携
○ 市立小・中学校に「全ての子どもたちが安心して過ごせる学校づくり」に向けた情報を発信します。	○ 不登校児童・生徒への対応のノウハウを掲載した「笑顔の手紙(スマイル・レター)」の定期刊行
○ スクールソーシャルワーカーに対して助言指導を行うスーパーバイザーを配置し、専門性の向上と対応力の強化を図ります。	○ 教育・心理・福祉・医療の専門家によるスーパービジョンの実施
○ 義務教育終了後も継続して支援ができるよう、関係諸機関との連携を図ります。	○ はちおうじっ子マイファイルの活用 ○ 「若者なんでも相談窓口」などの若者支援機関の周知及び情報提供

10 帰国・外国人児童・生徒への就学の支援

●現状と課題●

- 来日して間もない帰国・外国人児童・生徒が、学校における日常生活や学習活動を円滑に送れるよう、母国語等を理解できる外国籍等児童・生徒就学时支援者を派遣しています。
- 学校生活への適応に時間がかかるケースが増えていることから、外国籍等児童・生徒就学时支援者の派遣時間を平成 30 年度（2018 年度）より小・中学校ともに 10 時間拡大しています。
- 対応言語の多様化に対応するために、多言語対応双方向通訳デバイスを導入し、保護者と学校のコミュニケーションの円滑化を図っています。
- 通常の教科について学習理解及び生活習慣の習得を容易にし、教育効果の向上を図るため、由井第一小学校と打越中学校に日本語学級を設置し、日本語の習得を目的とする授業を行っています。
- 対応言語の多様化や、家庭とのやりとりの際、言葉が通じないことで支障をきたしているケースが多くなっている状況です。
- 外国籍等児童・生徒就学时支援者、教員、教育委員会事務局、関係機関で会議を行い、支援内容の共有及び充実を図ることが重要です。

■日本語学級（通級）児童・生徒数

単位：人

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小学生	26	29	29	26	45
中学生	18	17	21	26	27
合計	44	46	50	52	72

■帰国・外国籍児童・生徒の就学时支援者の派遣状況

単位：人

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小学校	27	27	37	39	34
中学校	3	8	13	10	8
合計	30	35	50	49	42

施策の方向	主な取組
○ 就学時に支援を必要とする帰国・外国人児童・生徒に対し、日本の学校生活に慣れるまで母国語等による支援の充実を図ります。	○ 外国籍等児童・生徒就学時支援者の派遣の実施
○ 学校・家庭と連携を図りながら、帰国・外国人児童・生徒への支援を推進します。	○ 多言語対応双方向通訳デバイスの活用 ○ 日本語学級における指導の実施（由井第一小学校、打越中学校） ○ 日本語指導の教材集及び教材・実践事例集の開発と活用
○ 支援内容等の情報交換を行うことによって、支援の充実を図ります。	○ 外国籍等児童・生徒就学時支援連絡協議会の開催
○ 就学時における案内などについて、多言語化されている情報の充実を図ります。	○ 各種通知書の多言語対応化の実施

11 教育の機会均等の確保

●現状と課題●

- 経済的理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、就学援助費として学用品費、修学旅行費、給食費などの援助を行っています。
- 成績良好、心身健全でありながら経済的理由により高等学校などへの修学が困難な生徒に奨学金を支給しています。
- 生活保護基準の見直しや社会情勢を踏まえて、就学援助を適切に実施することが重要です。
- 奨学審議会の意見を反映し、奨学金制度を適切に運用することが必要です。
- 制度を必要としている保護者と生徒が漏れなく申請できるように、就学援助制度と奨学金制度について周知を徹底することが重要です。

■ 就学援助の認定状況

単位：人

区分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小学校	児童数	28,420	27,841	27,796	27,507	27,314
	要保護・準要保護児童数	4,464	4,280	4,122	4,262	4,119
	認定率	15.71%	15.37%	14.83%	15.49%	15.08%
中学校	生徒数	13,799	13,498	13,308	12,966	12,709
	要保護・準要保護児童数	2,661	2,548	2,511	2,472	2,421
	認定率	19.28%	18.88%	18.87%	19.07%	19.05%

施策の方向	主な取組
○ 適切な就学援助を実施していきます。	○ 国の動向や社会経済情勢を踏まえた就学援助費の支給
○ 奨学金制度の適切な運用を図ります。	○ 奨学審議会の意見を反映した奨学金の支給
○ 制度を必要としている保護者と児童・生徒が漏れなく申請できるように、就学援助制度と奨学金制度についての周知の徹底を図ります。	○ 全対象者への進学時及び就学時に制度案内及び申請書の配付、広報・ホームページ等での周知 ○ 保護者会時に制度案内を配付

12 幼児期からの教育の推進

●現状と課題●

- 幼児教育と小学校教育との接続では、子どもや教員の交流は進んできていますが、教育課程の接続が充分であるとは言えない状況です。
- 「保・幼・小連携の日」を設けるなど、保育園・幼稚園・小学校等が連携した取組の推進を図っています。
- スタートカリキュラム（八王子モデル）の活用及び周知方法について検討していく必要があります。
- 学校ごとにスタートカリキュラムを作成し、保育園や幼稚園等で学んだことを小学校で活かせるようにしていく必要があります。
- 認定こども園に対する教育委員会の関わりについて検討していく必要があります。

施策の方向	主な取組
○ 就学前から義務教育9年間を見通した継続性・連続性のある教育活動への円滑な接続を図ります。	○ スタートカリキュラム（八王子モデル）の活用方法に関する授業研究の実施及び周知 ○ 各学校におけるスタートカリキュラムの作成 ○ 就学支援シートの活用（再掲）
○ 保育園・幼稚園・小学校が相互に連携し、教職員の交流などによる相互理解を図ります。	○ 「保・幼・小連携の日」の実施 ○ 関連所管と連携し、相互理解を深める研修や講演会、ブロック会議等の実施及び周知
○ 関連所管課と連携し、八王子の幼児教育のあり方について、調査・研究をすすめます。	○ 保育園複合型施設内における幼児教育の研究 ○ 幼児教育・保育センターにおける幼児教育の研究 ○ 認定こども園への指導・助言体制の構築

13 義務教育 9 年間の系統性のある教育の充実

●現状と課題●

- 小学校・中学校の接続については、義務教育 9 年間を通じて、子どもたちに必要な資質・能力を確実に育むことをめざした取組の更なる充実が求められています。
- 中学校を中心とした小・中学校グループで、「9 年間で育てたい児童・生徒像」を設定し、「小中一貫教育全体構想」を作成しました。
- 今後は、小中一貫教育全体構想を実践するための具体的な取組を教育課程に位置付ける必要があります。
- 小中一貫教育施策推進委員会に学力向上推進委員会を設置し、八王子ベーシック・ドリルの作成及び活用方法の検討を行いました。
- 小中一貫教育を推進するため、小中一貫教育推進講師を配置し、義務教育 9 年間の系統立てた指導方法などについて研究・調査を行いました。
- 義務教育 9 年間を見通した指導にはどのような効果があるのかなど、小中一貫教育推進講師の活用方法について、有効性を検証していく必要があります。
- 義務教育学校の制度化に伴い、施設一体型の小中一貫教育のあり方について、いずみの森小中学校で研究をすすめました。
- 義務教育学校における義務教育 9 年間の系統だてた教職員の組織体制や教育課程などについて早期に効果検証を行い、成果について施策に反映していく必要があります。

施策の方向	主な取組
○ 中学校を中心とした小・中学校グループで「９年間で育てたい児童・生徒像」を設定し、その実現を図るために、学習指導や生活指導の一貫性、連続性を考慮した具体的な取組を教育課程の中に位置付けます。	○ 年間３回の小中一貫教育の日の設定及びその取組内容の改善
○ 小中一貫教育施策推進委員会において、小学校・中学校教員が連携した学力向上のための施策を推進します。	○ 八王子ベーシック・ドリルの拡充及び活用方法の周知
○ 小学校と中学校との円滑な接続を図るための取組を推進します。	○ 小中一貫教育推進講師の効果的な活用方法の検証
○ 本市初の義務教育学校となるいずみの森義務教育学校において、指導法の効果検証を行います。	○ 義務教育９年間を系統立てた教育課程の編成 ○ 義務教育９年間を系統立てた指導方法の検討及び実施 ○ 義務教育学校における教育課程及び指導法の効果検証

14 社会で活躍できる多様な力を育成する教育の推進

●現状と課題●

- 国の第3期教育振興基本計画では、2030年以降の社会を生きていくためには、「自律した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成していくことが重要である」と示されています。
- グローバル化の一層の進展が予想される中、日本が抱える社会課題や地球規模課題を自ら発見し、解決できる能力をもち、グローバルに活躍する人材の育成が重要です。
- 言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、外国語で交流する力や我が国の伝統文化や外国の文化への理解を深め、豊かな国際感覚を養うことが重要です。
- AIの発展により、近い将来多くの職種がコンピュータに代替されとの指摘がある時代だからこそ、ICTを主体的に使いこなす力のほか、あらゆる情報の中から必要な情報を取捨選択し、活用する能力を育成することが必要です。
- 大規模な自然災害が多発する中、危機回避能力や防災・減災に対する知識をもち、社会の安全のために貢献できる資質・能力・態度を養うことが必要です。
- 環境問題や貧困格差の問題などを踏まえ、これからの社会の持続的な成長や発展のために貢献できるよう、課題解決能力の育成が求められています。

施策の方向	主な取組
○ オリンピック・パラリンピックをきっかけとして、児童・生徒に豊かな国際感覚を身につけさせる取組、及びオリンピック・パラリンピックレガシーが子どもの心に残る取組を推進します。	○ オリンピック・パラリンピック教育と関連した、地域の歴史、伝統・文化の教材や体験的な学習の実施
○ 子どもたちの豊かな国際感覚を育み、外国語でのコミュニケーション能力の向上を図ります。	○ 小・中学校へのA L Tの派遣事業の実施 ○ 国際理解教育の推進 ○ 英語教育推進リーダーの活用 ○ 小学校への留学生派遣事業の拡充
○ 小・中学校の教員を対象とした英会話研修等、本市独自の研修を更に充実します。	○ 英語の指導法に関する研修の実施 ○ コミュニケーション能力の向上のための英会話研修の実施
○ 情報教育を推進するため、プログラミング教育推進校を設置し、研究を推進するとともに、大学等と連携した情報教育の充実を図ります。	○ プログラミング教育推進校における研究及び成果の普及 ○ 大学等と連携したプログラミング教育に関する教員研修の実施
○ 地域と連携した防災訓練等を実施し、子どもたちの危機回避能力や社会のために貢献できる資質・能力・態度を育成します。	○ 地域と連携した防災訓練の実施
○ 安全教育や情報モラルに関する指導を充実します。	○ セーフティ教室の実施（再掲） ○ SNSによるネットトラブルの未然防止や適正なインターネット利用の推進を図る学習機会の設定（再掲）

15 一人ひとりのキャリア形成と自己実現に向けた教育の推進

●現状と課題●

- 児童・生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質や能力を身に付けることが重要です。
- 新学習指導要領の趣旨を踏まえ、学校のキャリア教育の全体指導計画・年間指導計画を充実し、小・中学校9年間を見通したキャリア教育を推進する必要があります。
- 社会の一員としての自覚や責任をもち、社会生活を営む上で必要なマナーやルール、働くことや社会に貢献する意欲や態度を育成することが重要です。

施策の方向	主な取組
○ 小・中学校9年間を見通したキャリア教育の取組の充実を図るため、キャリア教育を全体指導計画及び教科等の年間指導計画へ確実に位置付けます。	○ キャリア教育の全体指導計画及び教科等の年間指導計画の策定及び実施（再掲） ○ 児童・生徒自身の変容が自己評価できるようにするための「キャリア・パスポート」の活用
○ 職場訪問や職業体験等の体験的な活動の情報交換や、外部人材を活用したキャリア教育の推進についての研修を実施します。	○ 進路指導主任研修会における実践的な取組の紹介 ○ 市立中学校における職場訪問及び職場体験の実施
○ 外部機関との連携を強化し、職業講話及び職場体験活動を通して系統的なキャリア教育の充実を図ります。	○ 外部機関と連携した職業講話・職場体験の実施

めざす教育の姿 2

第 2 章 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上

施策展開の方向

7 学校における指導体制の向上

「八王子市教員育成研修基本方針」に基づき、大学や企業、自然など本市の特色を活かした研修を充実します。また、校長のリーダーシップのもと、学校が直面するさまざまな課題に組織的に取り組むとともに、説明責任を果たして信頼を高め、自律的な学校経営をすすめます。

指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
学校の教育方針の周知に関する肯定的な回答率	83.9%	85%
学校の教育方針が周知されていることをはかる指標です。より多くの保護者が教育活動への参画意識を高めることを目標とします。		
指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
学校の授業が分かると回答した児童・生徒の割合	現状値なし （令和 2 年度調査開始）	小学 4 年生 75% 中学 1 年生 60%
授業を児童・生徒がどれだけ理解しているかをはかる指標です。教員の授業力の向上と児童・生徒の授業への理解力を高めることを目標とします。		

8 家庭・地域の力を活かした教育の推進

地域住民等の参画による学校運営を推進し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働していく「地域学校協働活動」を推進していきます。

指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
学校と地域が連携して行う取組の数	57,399 回/年	62,700 回/年
学校と地域の連携による教育の充実度や地域力向上の度合いをはかる指標です。各学校での行事や地域活動などの取組数の増加をめざします。		
指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
放課後子ども教室の延参加者数	766,471 人	955,920 人
児童が放課後に安全に過ごす場所があるかをはかる指標です。より多くの児童が放課後子ども教室に参加することを目標とします。		

9 学びを支える環境づくり

良好な学習環境の構築に向けて、まちづくりと連動した教育環境の充実を図ります。
また、質の高い教育のために学校の働き方改革をすすめます。

指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
子どもたちに対し適切に教育できる環境 となっていると感じている保護者の割合	80.8%	90%
教育環境の充実度をはかる指標です。9 割の保護者が学びやすい教育環境となっていると感じていることを目標とします。		
指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
週当たりの在校時間が 60 時間を超えている 教員の割合	副校長	全ての教員で 0%
	小学校 67% 中学校 86%	
	教諭	
	小学校 29% 中学校 47%	
教員の負担が軽減されているかをはかる指標です。週当たりの在校時間が 60 時間を超えている教員の割合をゼロにすることを目標とします。		

16 教員の資質・能力の向上

●現状と課題●

- 平成 27 年度の中核市移行に伴い、東京都から教職員の研修に関する事務権限が移譲されました。本市では、「八王子市の教育に求められる教師像」を明確化し、「八王子市教員育成研修基本方針」に基づき、本市独自の教員研修を実施し、教員の資質・能力の向上を積極的に進めてきました。
- これまで、本市の歴史や文化財、学園都市、市民力を活かした研修を行い、教員の地域に対する愛着を醸成し、地域を活かした授業づくりができる力を育ててきました。「社会に開かれた教育課程」を実現するためにも、地域の専門性の高い多様な人々、企業・団体等との連携・協働する力を育成することが求められています。
- 若手教員の採用増加に伴い、産休・育休代替教員・時間講師等の資質向上に対応した研修を充実するために、八王子市認定指導教員の授業の参観や、教員研修（授業力向上研修・夏季教員研修）を受講させ、資質向上を図りました。
- ICT 機器を授業に活用する能力や、いじめ問題や不登校児童・生徒への対応力、新学習指導要領で求められる「主体的・対話的で深い学び」の具現化や「外国語科」など、新たな教育課題に対する力を身に付けていくことが求められています。
- 教員の職層に応じ、実態や多様なニーズを踏まえた本市独自の研修を実施していく必要があります。

施策の方向	主な取組
○ 「八王子市教員育成研修基本方針」に基づき、「歴史・文化財等」「学園都市の特性」「市民力」等の本市の特色を活かした研修を実施していきます。	○ 新規採用教員任用前研修の実施 ○ 異動教員を対象とした地域理解・教材化研修の実施 ○ 情報教育やプログラミング教育、児童・生徒理解など、大学等の講師による専門性を活かした研修の実施 ○ 市民との協働による研修の実施
○ 「主体的・対話的で深い学び」の具現化に向けた、各教科等における教員の授業力及び学校経営力を高めるための研修を充実します。	○ 新学習指導要領の趣旨を理解し、教員の教科指導の専門性を高める研修の実施 ○ 授業の様子を撮影した動画のインターネット配信の実施 ○ 教員の職層に応じた学習指導力及び児童・生徒理解、学級運営等の組織マネジメント力を向上させるための研修の実施
○ 産休・育休取得中の教員及び産休・育休代替教員、時間講師等の資質・能力向上に向けた研修を充実します。	○ 産休・育休取得中の教員を対象とした研修の実施 ○ 産休・育休代替教員及び時間講師を対象とした研修の実施

17 学校の組織力向上

●現状と課題●

- 校長や副校長、教員を対象に職層に応じた研修を行い、学校の経営力の向上を図っています。
- 「学校提案型予算」の活用により、学校の企画立案力の向上や独自性のある学校運営を推進しています。
- 保護者向けに学校評価についてアンケートを行い、学校運営における目標の達成状況を把握し、取組の適切さを検証することで、組織的・継続的に改善することに努めています。
- 学校評価の結果や改善策を学校だよりや学校のホームページに公表し、保護者や地域の教育活動への参画意識を高めています。
- 信頼される学校経営をめざして、校長がリーダーシップを発揮し、学校経営の基盤となる各種管理体制や指導体制、学校評価等の充実を図るとともに、説明責任を積極的に果たす必要があります。
- 「社会に開かれた教育課程」を実現するために、学校評価の情報や課題の改善を図るための具体的な方策を保護者や地域と共有し、地域の力を活用した教育活動を推進することも重要です。
- 若手教員を学校の組織の一員として確実に育成することが大きな課題となっています。
- 情報セキュリティ事故防止に向け、情報セキュリティ点検を行うとともに、全教職員を対象とした情報セキュリティ研修を開催しています。
- 児童・生徒の生命や身体の安全確保を図るため、災害や感染症、食物アレルギー、不審者などへの危機管理体制の強化と教職員の危機管理能力の向上が求められています。
- 副校長業務は、学校や教職員の管理をはじめ、育休や病休に伴う教職員の確保・補充、教育課題への対応、地域や保護者との連絡など多岐にわたっており、業務負担が重い状況にあります。

施策の方向	主な取組
○ 学校評価の結果を継続して保護者・地域に分かりやすく公表し、学校づくりのビジョンの具体化や実践化を図ります。	○ 学校評価結果の学校だよりや学校ホームページ等での公表 ○ 学校経営計画の作成
○ 学校経営力を向上させるために、管理職や教員対象の研修を充実します。	○ 学校の組織的なマネジメント力向上のための職層（校長・副校長・主幹教諭等）研修の実施
○ 学校評価の結果に基づき教育活動の改善を図るとともに、保護者・地域と協働した教育活動を推進します。	○ 学校・地域の実態に即した教育課程の作成 ○ 保護者や地域の人材を活用した教育活動の実施
○ 学校独自に事業計画を立案することで、自主・自律的な経営力及び教育力の向上を図ります。	○ 「学校提案型予算」を活用した、学校独自の事業計画立案
○ 組織的・計画的・継続的なOJTにより、教職員の資質・能力の向上を図ります。	○ 教職員の育成を図るための学習指導、生活指導、保護者等対応等のOJTの実施
○ 事件や事故、災害などに対する適切かつ確実な危機管理体制を強化し、学校における教職員の危機管理能力の向上を図ります。	○ 教職員の防災訓練等の実施 ○ 感染症の感染予防や患者発生時対応の充実、食物アレルギーへの対応研修の実施 ○ 全教職員を対象とした情報セキュリティ研修の実施 ○ 情報セキュリティ点検の実施 ○ 体罰防止月間における取組強化
○ 副校長業務の分析やサポート体制を検討し、副校長の負担軽減を図ります。	○ 学校経営補佐などの非常勤職員等の配置及び効果的な活用

18 地域運営学校の充実

●現状と課題●

- 平成 31 年（2019 年）4 月に、全市立小・中学校への学校運営協議会の設置が完了し、全市立小・中学校が地域運営学校として学校運営を行っています。
- 平成 29 年度（2017 年度）から導入した「学校運営協議会企画事業」では、学校運営協議会が企画した特色ある取組を支援し、学校運営協議会の活性化及び学校運営の充実を図っています。
- 隣接する小・中学校の学校運営協議会の連携をすすめている地域もある一方で、連携が取れていない地域もあります。
- 学校運営協議会の本来の役割である校長とともに学校運営について熟議し実践することで、質の高い地域運営学校による学校運営が実現できるよう、研修会の開催や協議会間で、各学校運営協議会での協議内容や取組事例を情報共有することが重要です。
- 継続性のある安定した学校運営を推進するため、学校運営協議会委員の担い手を確保することが必要です。引き続き、学校運営協議会の制度について、保護者や地域住民等への周知を図るとともに、学校への関心を高める必要があります。

施策の方向	主な取組
○ 校長とともに学校運営に携わる学校運営協議会をめざして、本市としての方向性を確立・実現していきます。	○ 学校運営協議会委員に対する研修の実施 ○ 各学校運営協議会が情報交換・連携を図るための機会の創設
○ 各学校運営協議会の協議内容や取組事例、人材活用等について情報共有を図ります。	○ 学校運営協議会の取組を紹介する情報紙の発行
○ 学校運営協議会と学校コーディネーターが連携し、地域の人材を確保するとともに、学校運営の改善を図ります。	○ 学校運営協議会と学校コーディネーターによる共同研修の実施 ○ 地域との連携をすすめている学校コーディネーターと連携し、学校運営に関わる人材の発掘

19 多様な地域の人材と協働した教育活動の推進

●現状と課題●

- 子どもたちが地域の信頼できる大人たちと多くの関わりをもち、愛情を注がれることにより、自己肯定感や他人を思いやる心など、豊かな心が育まれることが期待されています。また、地域に根差した学習や体験活動を通じて、子どもたちがこれからの人生を前向きに考えたり、地域への愛着や地域の担い手としての自覚が育まれたりするほか、学びへの意識が向上する効果も期待できます。
- 「社会に開かれた教育課程」を実現するためにも、学校は、地域との連携・協働を一層すすめていくことが重要であり、参加する地域の人たちにとっても、自らの学びの場となり、特に高齢者にとっては健康の維持・増進や生きがいとなるような活動の機会となることが期待されています。
- 本市では、これまで全市立小・中学校に「学校支援事務局」の設置をすすめ、学校コーディネーターを中心に学校運営協議会と連携し、学校のニーズに応じた教育支援ボランティアの活動の充実を図ってきました。今後は地域学校協働活動を通じて、地域と学校の間を「連携」とし、互いが目標を共有し、対等の立場で協力し活動する「協働」へと発展させていくことが求められています。
- 学校運営協議会と学校コーディネーターの連携体制を強化し、学校のニーズに応じた教育支援ボランティアを的確に派遣し、地域との協働活動をより一層充実させていくとともに、学校コーディネーターの担い手不足や、経験の違いによる資質・能力に差が生じているため、担い手の発掘及び資質向上に努める必要があります。

施策の方向	主な取組
○ さらなる地域と学校の連携・協働に向け地域学校協働活動を推進します。	○ 地域学校協働活動を推進するための体制の整備 ○ 学校コーディネーターの担い手の確保及び育成、資質向上 ○ 住民による地域活動の活性化の促進
○ 学校運営協議会と学校コーディネーターの連携による積極的なボランティア活動を推進します。	○ 学校運営協議会と学校コーディネーターの連携強化 ○ 教育支援ボランティアのデータベース化
○ 専門性のあるボランティアの学校への派遣体制づくりをすすめます。	○ 専門性のある人材の教育支援人材バンク登録促進
○ ボランティア活動の一層の充実と学校における教育活動の活性化を図ります。	○ 教育支援ボランティア研修会の実施
○ 市内の大学をはじめ、高等専門学校などと、さまざまな教育施策について連携・協働体制を強化します。	○ 外国語教育、プログラミング教育等において大学等外部機関との連携・協働した取組の実施

20 学校だけでは解決が困難な問題に対する支援

●現状と課題●

- いじめや不登校、体罰、事故など、日々さまざまな問題が発生しています。また、保護者からの問い合わせや要望等に対する対応のあり方も、学校や現場の教員が苦慮している問題の一つです。
- 学校現場で生じている問題に有効・適切に対処するためには、トラブルの未然防止や教員の負担軽減の観点からも、問題が深刻化する前に、法や法的価値観に基づく紛争の解決や予防が求められています。
- 貧困や児童虐待など、家庭環境を背景とする複雑な問題に対しては、学校だけでは実態を把握しづらく、解決できない状況にあります。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの人的資源を拡充・補強し、学校心理士スーパーバイザーやスクールロイヤーなどと連携して対処する必要があります。
- 異なった視点を有する専門家等も含めた「チーム学校」として、組織的にケース対応し、事態の解明や改善等を目的とした、第三者的視点を導入するような態勢の強化が必要です。
- 子どもたちが家庭から離れ、その大部分を過ごす学校は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを認識し、「子ども家庭支援ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)」との連携をより一層強化することで、問題の早期発見・早期対応に努めることが重要です。

施策の方向	主な取組
○ 学校心理士スーパーバイザーやスクールロイヤーによる学校への支援の充実を図ります。	○ 学校心理士スーパーバイザーやスクールロイヤーによる相談・研修制度の実施
○ 子どもの貧困問題等、福祉的支援を必要とする児童・生徒について早期に把握し、学校における支援の糸口をともに検討するなど、学校支援体制を充実します。	○ スクールソーシャルワーカーの巡回担当校の少数化による、よりきめ細かな定期巡回相談の実施（再掲） ○ 「子どもの生活実態調査」の実施支援
○ 児童・生徒の問題行動に継続的かつ柔軟に対応するために、関係諸機関と連携した学校サポートチームの活用を図ります。	○ 学校サポートチーム連絡会の開催
○ 関係諸機関やスクールカウンセラーと連携した総合教育相談体制の強化を図ります。	○ 「八王子市特別支援教育ネットワーク会議」の継続実施 ○ スクールカウンセラー連絡会への総合教育相談室心理教育相談員の参加・連携
○ 「子ども家庭支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」と連携し、児童虐待等の早期発見・早期対応に努めます。	○ 「子ども家庭支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」の構成員を講師とした、生活指導主任研修会等の開催
○ 学校や警察、子ども家庭支援センター、児童相談所等の関係諸機関との連携を深めます。	○ 今日的な教育課題に対応するための専門家による教員研修の実施 ○ 法律や心理学の専門家等を講師に招へいした生活指導主任研修会及び職層ごとの研修会の実施

21 子どもの安全・安心の確保

●現状と課題●

- 全市立小・中学校の校門へのオートロックシステムの導入及び防犯カメラの設置が完了しています。
- 通用門が複数あることから、それぞれの門への防犯カメラの増設が課題です。
- 登下校時の安全確保については、危険箇所を減らすための地域や学校安全ボランティア等による通学路の見守り活動と道路管理者、警察等との連携による安全対策の強化が必要です。
- 全市立小・中学校で、教育課程において、安全教育の全体計画・安全教育年間指導計画を作成し、児童・生徒への安全指導の継続・向上に取り組むことが必要です。
- 大地震や大雨による災害発生時には、小・中学校が地域の避難所となることから、日頃から学校を拠点に地域住民と連携して、地域全体で防災力強化に取り組むことが重要です。

施策の方向	主な取組
○ 地域ぐるみでの見守り活動への支援、学校安全体制の整備を推進します。	○ 学校安全ボランティア活動への支援及びスクールガード・リーダーによる巡回指導 ○ スクールガード養成講習会の開催
○ 児童・生徒の登下校等の安全確保や犯罪抑止を図ります。	○ 新入学児童への防犯ブザーの配付 ○ 学校安全ボランティアによる見守り
○ 学校と地域が連携して行う登下校時の見守り活動を補完し、通学路の安全を確保します。	○ 通学路の防犯カメラの設置・管理・運用
○ 児童・生徒の通学路の安全確保に向けた対策を推進します。	○ 警察や道路管理者などとの連携による通学路の合同点検の実施
○ 不審者等による犯罪から子どもを守るため、小学校を巡回し、学校安全ボランティアに対する指導・助言等を行うスクールガード・リーダーの配置を推進します。	○ スクールガード・リーダーの全校配置に向けた関係団体等への働きかけ
○ 計画的な安全教育の実施により、児童・生徒が自分自身の判断で身を守り、迅速に避難できるよう、危機回避能力の向上に努めます。	○ 生活安全や交通安全、災害安全を想定した、日常的・定期的な安全教育の実施
○ 犯罪被害防止に向けた教育を充実させ、児童・生徒が危険を予測し回避できる能力を育成します。	○ セーフティ教室や薬物乱用防止教室等を通じた薬物、飲酒、喫煙などについての児童・生徒の犯罪被害防止に向けた教育の実施
○ 災害発生時における児童・生徒の安全確保のため、教職員の防災意識や災害対応能力の向上を図ります。	○ 教職員の防災訓練等の実施（再掲）
○ 災害発生時に学校が地域の防災拠点となることから、地域住民との連携を図ります。	○ 地域と連携した災害対応体制の構築及び防災訓練等の実施

22 家庭教育支援活動の推進

●現状と課題●

- 平成 30 年度（2018 年度）市政世論調査において、「家庭の教育力がどう変化しているか」との質問に、「低下している」と答えた市民の割合は 55.2%であり、低下している理由として「しつけや教育の仕方がわからない保護者が増えているから」の回答が 50.8%と一番多く、「テレビ、インターネット、ゲーム、雑誌などが子どもに与える影響が大きいから」が 32.9%と続いています。
- 少子化や核家族化など、子育て家庭を取り巻く状況の変化により家庭での教育力の低下が懸念される中、家庭での自主性を尊重しつつ保護者に対して支援し、学校と家庭、地域社会との連携・協力により家庭の教育力を高めていくことが重要となっています。
- 「地域全体で子どもと子育て家庭を支える」をコンセプトに、家庭教育啓発リーフレットを約 10 年ぶりに見直し、親近感もてるよう家庭教育を「いえいく」と表現し、「はちおうじっ子の未来を育む 4 つの合言葉」を入れ、具体的な行動につながるメッセージとしました。
- 就学前から子育てや家庭での教育に悩みを抱えている保護者に適切な支援が届くように、さまざまな主体と連携して家庭教育に関する情報や学習機会を提供するとともに、就学後も引き続き支援が継続できるよう、これまで以上に「切れ目のない」家庭教育の支援施策が求められています。
- 保護者同士や学校とのコミュニケーションが困難となり、孤立化する保護者が増えていることから、保護者間や保護者と学校とをつなぎ、家庭教育を支援する人材が求められています。

施策の方向	主な取組
○ 地域で子どもと子育て家庭を支えることができるよう、家庭教育の啓発を図ります。	○ P T Aや子育てや地域活動に関わる団体と連携した家庭教育啓発リーフレットの活用
○ 子育てについて悩みや不安がある保護者向けに、保護者同士で情報交換したり、相談し合ったりする機会を提供します。	○ 茶話会形式の家庭教育支援講座の開催
○ 地域で、より多くの保護者に向けた支援活動ができるよう、保護者同士や地域をつなぐ人材を育成します。	○ 保護者同士や地域をつなぐファシリテーター育成講座の開催

23 放課後の子どもの居場所づくり

●現状と課題●

- 国は、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等をすすめるとしています。
- 本市では、学校施設等を積極的に活用し、保護者や地域住民等の運営により放課後子ども教室を実施してきました。平成 30 年度（2018 年度）には、65 か所となりました。
- 放課後子ども教室は、全ての児童を対象としているものの、地域の実情に応じて実施していることから、教室ごとに開催日数、学習支援やプログラムの内容などに違いが生じています。
- 全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごせるよう、学校及び地域の方々に対し働きかけ、放課後子ども教室の実施日数を拡充し、平成 30 年度（2018 年度）には 24 か所で週 5 日実施しています。しかし、地域人材の担い手不足や活動場所の確保が困難な課題があります。
- 地域の担い手不足などの課題に対する一つの方策として、放課後子ども教室の運営を学童保育所の指定管理者に委託し、平成 30 年度（2018 年度）には、12 か所の放課後子ども教室で学童保育所との一体的な運営を行っています。

施策の方向	主な取組
○ 全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごせるよう、放課後子ども教室の実施日数を拡充します。	○ 放課後子ども教室の実施日数拡充の働きかけの実施
○ 放課後子ども教室で提供する学習支援や多様なプログラムの充実を促します。	○ 各放課後子ども教室の活動記録集の作成と運営団体への情報提供
○ 国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、学校施設等の積極的な活用や学童保育所との一体的運営など、総合的な放課後対策を推進します。	○ 地域・NPO団体などとの連携によるモデル的事業の実施

24 学校の再編

●現状と課題●

- 全市立小・中学校に通う児童数は昭和 57 年（1982 年）の 43,914 人、生徒数は昭和 61 年（1986 年）の 22,663 人をピークに令和元年度（2019 年度）では児童数は 38%、生徒数は 43%減少しており、小学校 9 校、中学校 2 校が全学年単学級の小規模の学校となっています。
- 児童・生徒数のピーク時以降も開発等に伴い学校を建設してきたため、市内には小学校 70 校、中学校 38 校の合計 108 校があり、およそ 8 割が建設後 30 年を経過していることから、計画的な改築・改修をする必要性が迫っています。
- 学校施設は、子どもの学びの場であるとともに、遊び場や、地域の避難所等の役割を担っていることから、地域の拠点となるよう適正に配置することが求められています。
- 少子高齢化や人口減少など社会情勢の変化を踏まえ、学校施設を再編するにあたっては、施設の老朽化や複合化への対応が不可欠であり、地域における必要なサービスや施設のあり方などの検討を中学校区において地域と協働ですすめる「地域づくり推進事業」を市全体ですすめていく必要があります。
- いずみの森義務教育学校において、小・中学校一体型施設における教育活動や、学童保育所・保育所、地域コミュニティスペースを備えた複合施設の効果・検証を行い、今後の学校施設のあり方の方向性を示していく必要があります。
- いずみの森義務教育学校における効果・検証結果を、第二小学校・第四中学校などの他の中学校区の再編事業に活かしていくことが重要です。

施策の方向	主な取組
○ 学校の適正規模の確保や適切な維持管理を考慮し、学校施設の統合や他の公共施設との複合化など、さまざまな視点で検討を行い、学校施設の再編をすすめます。	○ 中学校区を基本とした地域とともに「地域づくり推進基本方針」を基に、学校をはじめとした公共施設再編の検討 ○ 第二小学校・第四中学校改築事業の推進 ○ 小規模化している学校に通う児童・生徒の保護者や地域を対象にした定期的な意見交換会の開催
○ 小・中学校及び公共施設複合型の学校施設における教育活動の効果を今後の学校施設の再編に活かしていきます。	○ いずみの森義務教育学校での施設利用状況の調査 ○ いずみの森義務教育学校での公共施設複合化による教育環境構築に対する効果や影響の検証 ○ 学校施設のあり方の方向性の検討

25 学校施設の充実

●現状と課題●

- 市立小・中学校 108 校のうち、約8割が建設後 30 年を経過していることから、計画的に改築・改修をすすめる必要があります。
- 安全性を考慮し、校舎と体育館の構造部の耐震化及び、天井材など非構造部材の改修を計画的に実施しています。
- 築 30 年を経過した学校から優先的にトイレ改修をすすめているほか、特別教室への空調機の設置を行い、快適な学習環境を整備しています。
- 少人数学級や特別支援教室等に対応した学習環境を円滑に整備しています。
- 国や東京都の補助金及び委託事業、楽器の寄附等も活用し、学習用教材教具等を整備しています。しかしながら、放送設備などの、高額備品については、老朽化への対応が追いついていない状況です。
- 義務教育 9 年間を通して、全ての児童・生徒に栄養バランスのとれた給食を提供し、生涯にわたる食習慣の確立と、食を大切にする心を育むため、市内 5 か所程度に給食センターを整備しています。
- 給食センターについては、学校給食への活用のほか、地域の食育活動及び災害時における食の支援につなげ、地域をつなぐ食の拠点としての役割を果たすことが求められています。

施策の方向	主な取組
○ 改修計画に基づいた改修・改築等を実施し、学校施設をより適正に維持・管理していきます。	○ 老朽化状況などの学校施設情報をデータ化し、事後保全から予防保全を主とした個別改修計画の策定 ○ 校舎、体育館、給食室、プール、トイレ等の計画的な改修(老朽・長寿命化)・改築
○ 学習指導要領に対応する教材教具を整備します。	○ 国や東京都の補助金・委託事業等を活用した教材教具の整備
○ 老朽化した備品等について、計画的に整備します。	○ AV調整卓等高額備品の更新
○ 全中学生へ温かい給食を提供します。	○ 給食センターの整備

26 学校 I C T 環境の充実

●現状と課題●

- これまで本市では、ICT 支援員を配置し、校内 ICT 研修会などを通して、教員の ICT 機器活用能力の向上を図るための支援を行ってきました。
- 平成 29 年度から、全市立小・中学校で統合型校務支援システムの利用により、教員の校務負担を軽減し、児童・生徒一人ひとりに向き合う時間の確保に取り組んでいます。
- 急速な技術革新により、社会の情報化の進展は今後も一層著しく、ICT を活用する人材の育成は重要な課題となっており、子どもたち一人ひとりに必要な資質・能力を育む観点からも、教育の情報化の重要性は一層高まっています。
- 新学習指導要領において、情報活用能力を学習の基盤となる資質・能力の一つとして位置付けるとともに、論理的思考能力を身に付けさせるため、プログラミング教育が必修化されました。
- 児童・生徒の学習意欲や関心を高めるとともに、情報活用能力を育成するため、学校における ICT 環境を更に充実させることが必要です。あわせて、ICT 支援員によるサポートなどにより、教員が ICT 機器を授業に活用する能力を身に付け、分かる授業の実践につなげていくことが重要です。
- 本市の ICT 機器の整備状況は、国が示す「教育情報セキュリティポリシーガイドライン」や「平成 30 年度以降の学校における ICT 環境の整備方針」に掲げられる水準を満たしていない状況です。

施策の方向	主な取組
○ 普通教室や特別教室においてＩＣＴ機器を活用した効果的な授業を実現するため、ＩＣＴ機器及びＩＣＴ環境の計画的な整備をすすめます。	○ 国の整備指針に基づく学校ＩＣＴ環境（タブレット、デジタル教科書等）の整備
○ ICT機器を効果的に活用した授業を推進します。	○ 日常的な授業等におけるICTを活用した児童・生徒の情報活用能力の育成
○ 授業における効果的なＩＣＴ機器の活用のため、ＩＣＴ支援員の充実を図ります。	○ システム操作研修の開催 ○ ＩＣＴ支援員による授業支援や教職員サポート
○ ＩＣＴ活用による教員の校務の負担軽減を図ります。	○ 校務支援システムの利活用による情報共有や校務の電子化の推進

27 学校における働き方改革の推進

●現状と課題●

- 学校を取り巻く環境の複雑化・多様化に伴い、教員に求められる役割が増大する中で、新学習指導要領の確実な実施など、学校教育のさらなる充実が求められています。
- 教員の長時間労働の実態が社会問題となっています。長時間労働を是正し、授業改善をはじめとする教育の質の確保・向上や社会での活動を通じた自己研鑽の充実が求められています。
- 児童・生徒に接する時間や授業改善のための時間を確保するため、教員の業務負担の軽減を図る「学校における働き方改革」を早急にすすめる必要があります。
- 疲労や心理的な負担により、心身の健康を損う教員がいます。学校運営の持続性を高め、学校教育の質の充実を図るためには、教員一人ひとりが心身共に健康を保ち、誇りとやりがいをもって働くことが重要です。
- 学校及び教員の業務が多岐にわたっており、「学校における働き方改革」を推進するためには、学校と教育委員会、更には地域の関係者等が一体となって取り組むことが重要です。
- 国の動向を踏まえ、労働時間など教員の勤務実態に応じた柔軟な対応が必要です。

施策の方向	主な取組
○ 教員の専門性を踏まえ、役割分担の見直しや、ＩＣＴ化の推進など、教員業務の改善・適正化を図ります。	○ 教職員の校内業務の見直し ○ eラーニング研修のシステム環境整備 ○ サテライト研修の実施 ○ 学校徴収金の管理体制の確立 ○ 統合型校務支援システム等のＩＣＴの活用推進
○ 中学校の部活動のあり方を見直し、適正化を図るとともに、部活動指導員の活用を更にすすめます。	○ 部活動指導員や部活動指導補助員の配置の拡大（再掲） ○ 拠点校方式や合同部活動方式による広域部活動の実施（再掲）
○ 教職員の勤務時間を適切に管理し、効率的かつ効果的に業務をすすめ、働きやすい環境を整備します。	○ 在校時間等の把握 ○ 有給休暇取得促進期間の設定 ○ ライフ・ワーク・バランスの推進
○ 教職員が勤務時間を意識した働き方が実践できるよう意識改革を図ります。	○ 学校の組織的なマネジメント力向上のための職層（校長・副校長・主幹教諭等）研修の実施（再掲）
○ 「チーム学校」としての体制を整備します。	○ スクール・サポート・スタッフの配置 ○ 学校サポーターなどのスタッフの配置
○ 教員が疲労や心理的負担により心身の健康を損うことのないよう、安全衛生の取組を推進します。	○ 産業医の選任 ○ 衛生推進者の育成 ○ 安全衛生・ハラスメント研修の実施 ○ ストレスチェックの実施

めざす教育の姿 3

第 3 章 いくつになってもともに学び続けられる 生涯学習環境の充実

施策展開の方向

10 市民がつながる生涯学習の推進

誰もが、いつでも、どこでも学べる環境を整え、学習成果を学校・家庭・地域で活かして、市民がつながる生涯学習を推進します。

指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
生涯学習活動をしている市民の割合	52.2%	毎年度、 前年度を上回る
生涯学習の充実度をはかる指標です。より多くの市民が具体的な生涯学習活動を行っていることを目標とします。		
指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
生涯学習活動の成果を地域活動に活かしている市民の割合	8.9%	毎年度、 前年度を上回る
生涯学習成果の地域への還元度をはかる指標です。より多くの市民が、学びの成果をまちづくりの中で活かし、地域や社会の中で活動することを目標とします。		

11 「いつでも、どこでも、だれでも」読書に親しめる環境づくり

子どもから高齢者まで「いつでも、どこでも、だれでも」読書に親しめる「読書のまち八王子」の実現に向け、市民の生涯にわたる読書活動に関する施策を推進します。

指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
図書館の実利用者率	10.6%	市の人口に占める利用登録者の過去5年間の平均割合（24%）を維持しつつ、図書館の実利用者率を高める。
市の人口に占める図書館の実利用者数（年内に1回以上図書館資料を借りたことのある利用者の数）の割合で、読書に親しめる環境づくりが推進できているかをはかる指標です。図書館の実利用者率を高めることが目標です。		
指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
市民一人あたりの貸出数	4.4 点	市の人口に占める利用登録者の過去5年間の平均割合（24%）を維持しつつ、市民一人あたりの貸出数を増やす。
図書館資料の貸出総数を市の人口で除した値で、図書館の実利用者率を補完する指標です。図書館の実利用者率を高めることを目標とし、同時に市民一人あたりの貸出数を増やすよう努めます。		

12 誰もが楽しめる生涯スポーツ・レクリエーション

子どもから高齢者まで、障害のあるなしに関わらず、それぞれの志向やレベルに応じ、自分に合ったスポーツを見つけ、スポーツのもたらす多様な効果を楽しみ、生涯を通じ健康で生き活きと暮らしていく「生涯スポーツ社会」の実現をめざすとともに、スポーツを通じたまちづくりをすすめます。

指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
18 歳以上の週 1 回以上のスポーツ実施率	63.4%	67%
日常生活におけるスポーツの実践度をはかる指標です。3 人に 2 人の 18 歳以上の人が定期的・継続的に運動を行っていることを目標とします。		
指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
1 年間にスポーツを支える活動を行った市民の割合	12.8%	15%
「支える」スポーツの実践度をはかる指標です。現在は概ね 7 人に 1 人の割合であるものを、7 人に 1 人の割合を上回る割合にすることをめざします。		

13 市民が誇れる歴史と伝統文化の継承

文化財の魅力の発信や歴史・伝統芸能についての体験学習等を通じて、郷土八王子の歴史や文化に興味をもち、より理解を深めることをめざします。

指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
1 年間のうちに伝統行事に参加したことのある市民の割合	50.3%	50 %以上
伝統行事に対する関心度をはかる指標です。1 年間に市民の半数以上が伝統行事に参加する状況を維持していくことを目標とします。		
指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
文化財関連施設（郷土資料館、八王子城跡ガイダンス施設、絹の道資料館）の利用者数	87,223 人	10 万人以上
歴史・文化に関する関心度と文化財の保存・活用の充実をはかる指標です。文化財関連施設の年間利用者数 10 万人以上を目標とします。		

28 誰もが学べる環境づくり

●現状と課題●

- 平成30年（2018年）の市政世論調査において、この1年間に生涯学習活動に取り組んだ市民の割合が52.2%に留まっていることから、市民に身近な学習を充実させるとともに、子どもの頃から生涯にわたる学びを始める必要があります。
- さまざまな施設で各種講座を行い、市民への学習の機会を提供しています。中でも、市民自由講座、八王子「宇宙の学校」、自然観察会などは、本市らしい取組として定着しています。
- 子どもの体験不足が指摘されている中、地域資源を活かした学びの機会を多角的に提供しています。今後、更に日本の伝統的な生活スタイルを体験する機会等について、高齢者と子どもの多世代交流を図りつつ拡充するなどの取組が必要です。
- 社会人などの学び直し（リカレント教育）に向けて、講座などの情報を分かりやすく一元的に提供することや、参加しやすい時間帯やテーマに配慮した学習機会を提供する必要があります。
- 全ての人が、地域において、世代を越えて互いに交流しつつ、豊かに生きていくために、特に障害者の学びの機会が求められているほか、日本語を母国語としない人への生涯学習支援も必要とされています。

施策の方向	主な取組
○ <u>子どもたち</u> にさまざまな <u>体験</u> 活動の機会を <u>提供するとともに</u> 、体験活動を通して多世代が交流し、体験を共有できる機会を提供します。	○ 自然観察会の開催 ○ 八王子「宇宙の学校」の開催 ○ 小学校向け出張体験講座の実施 ○ 放課後子ども教室等での多世代交流の実施
○ 多様な市民ニーズに対応した学びの機会を提供します。	○ 市長部局や地域、市民団体、NPO法人、学校、企業など多様な主体と連携・協働した講座の実施 ○ ウェブサイトを立ち上げ、市民が必要としている生涯学習情報の発信
○ 共生社会の実現に向け、障害者や日本語を母国語としない人への学習機会を充実します。	○ 障害者に同行する手話通訳者などが活動しやすいように配慮した講座の開催

29 学びから広がる地域づくり

●現状と課題●

- 平成 30 年（2018 年）市政世論調査において、生涯学習を通じて身につけた知識や技能、経験を地域や社会での活動に活かしている割合は、8.9%にとどまっており、生涯学習活動を通じて学んだ成果を、地域活動などに活かすことが必要です。
- 市民が、日頃の生涯学習活動の成果を、さまざまなイベントの開催を通じて発表したり、交流したりする場があることが重要です。
- さまざまな学びによる成果を「地域に活かす」「生活に活かす」「キャリアアップに活かす」など活動に活かし、「学びと活動の循環」を促すとともに、地域に還元することが求められています。
- 学園都市である本市の強みを活かし、学生が、地域社会で多様な人と関わり、自らの力を試し、経験を積むことにより、自ら学んでいることが社会で役立つことを実感するような、大学・短大・高専やそれぞれの学生と地域とのつながりができることが期待されています。

施策の方向	主な取組
○ 市民が学習成果を発表・交流する機会を提供することで、他者の成果発表を見て自己の新たな学習のきっかけにするなど、市民の交流を促し、更なる学びにつなげます。	○ 生涯学習フェスティバルの開催 ○ クリエイトライブステージの開催 ○ 南大沢総合センターまつり、川口やまゆり館まつりの実施
○ 学習活動で得た知識や経験を地域社会の中で活かし、地域の課題を解決できるように支援します。	○ 防災や防犯など、地域活動のきっかけとなるテーマの講座の開催 ○ 生涯学習コーディネーター養成講座の開催
○ 学園都市である本市の強みを活かし、学生が地域で活動できるように促します。	○ 高校生や大学生等が地域で活躍できる場の情報の収集・提供 ○ 地域の大学生が講師・助手として参加する生涯学習センター講座の実施

30 学びを支える基盤づくり

●現状と課題●

- 平成 30 年（2018 年）市政世論調査において、市が市民の生涯学習活動を支援をしていくにあたり、どのような施策を推進すべきか聞いたところ、「学習活動を行う場（施設など）の整備」が 40.7%と最も多く、「趣味・教養から資格取得まで幅広い分野の学習機会の提供」が 33.9%、「生涯学習についての情報提供（情報の一元化や窓口での相談体制）の充実」が 20.7%となっています。
- イベントや講座の開催情報については、本市のホームページのほか、生涯学習の施設予約システム、サークル・団体情報や講師指導者情報を集約した「情報広場」で提供していますが、分野ごとに構成されているため、集約された情報を提供できていないことが課題となっています。
- SNSを用いた講座開催情報の発信では、フェイスブックやツイッターともに年間約 200 件の情報発信を行っています。
- 生涯学習の相談場所について市民に十分周知されていないことから、市民が気軽に相談できるように周知を図るほか、講座の選び方、サークルの結成方法、活動場所の確保などに関する質問に対して、専門的に適切な案内と助言を行うことができる人材を養成するなどの相談体制の充実が求められています。
- 生涯学習センターでは、生涯学習に関心のある市民へ、講座の受講や、サークル結成、活動場所の確保などについての助言を行っています。
- 生涯学習の場の確保のため、生涯学習センターの空き部屋を活用した学生のための自習室「フリースペース」を、年間を通じて、全ての土・日、祝日に開催しました。

施策の方向	主な取組
○ 生涯学習を始めるきっかけとなるように、生涯学習情報を市民が入手しやすいように提供します。	○ 生涯学習活動に関する情報を、市広報のほか、ホームページやSNSなどを活用して発信 ○ 市民が必要としている生涯学習情報を日時や場所、内容等で検索できるウェブサイトの立ち上げ
○ 市民が気軽に窓口で相談できるようにするとともに、相談に対して適切な案内と助言ができるようにします。	○ 学習支援委員による相談業務の拡充
○ 引き続き身近な場所で学習活動がしやすいように、学習の場を提供します。	○ 既存生涯学習施設の有効活用によるフリースペースなどの学習の場の拡充

31 読書のまち八王子の推進

●現状と課題●

- 読書習慣の定着のためには、乳幼児期からの切れ目のない取組が必要であり、家庭や地域の大人を巻き込んだ読書活動の推進が求められています。
- 全国的に小学生に比べ、中学生、高校生になるにつれて、読書をしない人の割合が高くなることが報告されており、市図書館の実利用者数でも同様の傾向が見られることから、読書への関心を高めるような取組が必要です。
- 学校図書館支援として行っている、学校への団体貸出は、利用校数・貸出冊数ともに増加しています。また、平成31年（2019年）4月に学校図書館システムを全市立小・中学校に配備し、市図書館システムとのネットワークを構築しました。今後も図書館と学校図書館との連携を通じて学校における読書活動がより一層充実できるよう支援が求められています。
- 市域の広い本市においては、図書館から距離の離れた地域があることから、身近な場所での読書に親しめる環境の整備が必要です。
- 図書館が地域の情報拠点として、人々の交流や地域コミュニティの活性化に寄与することが求められています。
- 高齢化が進む中、生きがいづくりや、趣味・教養のための学び、その成果を社会活動に活かすことができるような取組が求められています。加齢による身体機能の低下などにより、図書館に通うことができない高齢者へのサービスや社会問題となっている認知症対策としての取組が求められています。
- 近年増加する外国人市民へのサービスの充実が求められています。
- 図書館に求められる機能やサービスが多様化してきており、学びの場としての自習スペースや、乳幼児などを連れた保護者が周囲に気兼ねなく利用できるスペース、学びや交流ができるグループ学習スペースなどが求められています。
- 高度情報化社会の進展に伴い、インターネットによって誰もが手軽に情報や知識を得ることが可能になったことから、図書館の来館者数や貸出数の減少の一因となっています。一方、電子書籍サービスやデジタルアーカイブなど、インターネットを活用した新たな図書館サービスが必要です。

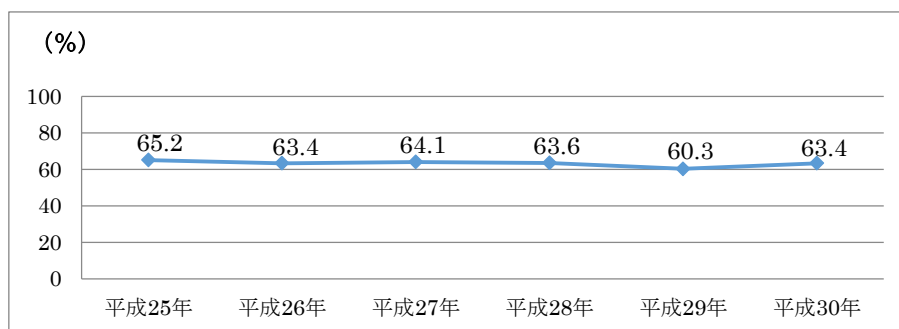
施策の方向	主な取組
○ 保護者が子どもの読書の大切さに気づくきっかけとなるよう、乳幼児期からの読書機会の提供や子どもの成長過程に応じた切れ目ない取組により、読書習慣の定着を図ります。	○ ブックスタートや読み聞かせ、クリスマス会などの各種季節行事の実施 ○ 図書館での職場体験の実施 ○ ぶっくぱっく事業の実施
○ 年代別等の図書館利用の実態や、家庭や学校での読書活動の状況などを把握・分析し、各世代のニーズを踏まえた取組をすすめます。	○ 各世代へのおすすめ図書リスト・パスファインダー（特定のテーマに関する文献、情報の探し方、調べ方の案内）などの情報提供 ○ ビブリオバトルなどの実施
○ 市図書館システムと学校図書館システムとの連携による学校での読書活動を支援します。	○ 調べ学習用図書や学級文庫用図書などの学校図書館への団体貸出
○ 身近な場所で読書ができる環境を整備するため図書館（分室）を増設し、身近な読書環境を整備します。	○ 市民センター内にある地区図書室の図書館化
○ 学びの場や地域の情報拠点としての機能を充実し、地域コミュニティの活性化にも寄与します。	○ 地域資料のデジタルアーカイブ化 ○ 生涯学習講座と連携した調べ学習の場としての活用
○ 多様化する図書館ニーズに対応するため、利用者目線での読書環境の整備を図ります。	○ 自習・学習スペースの提供 ○ 「八王子駅南口集いの拠点整備基本計画」における“憩いライブラリ”の検討 ○ ICタグ活用など、効果的かつ効率的な利用者サービスの検討
○ 高齢化社会に適した取組や、図書館利用に支援が必要な人に対するサービスなど、ユニバーサルデザインに基づく読書バリアフリー施策を推進します。	○ 高齢者施設への出張図書館・団体貸出の実施 ○ 電子書籍などのデジタル資料の活用 ○ 外国語資料の充実、多言語化した市政等の情報提供 ○ ボランティアの方々や市民団体との連携、活動支援

32 ライフステージ等に応じたスポーツの推進

●現状と課題●

- 平成30年（2018年）の本市のスポーツ実施率（週一回以上運動している18歳以上の割合）は63.4%と、全国平均値55.3%（スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」平成30年2月）と比較して高い状況にありますが、平成25年（2013年）以降、63%前後を推移している状況です。
- 子どもの体力・運動能力は、昭和60年度（1985年度）と比較して低下傾向にあります。子どもの頃からスポーツに触れる機会を創出することで、体力、運動能力を身に付け、生涯を通じてスポーツに親しめる基礎を築くことが重要です。
- 本市の65歳以上の人口は平成30年（2018年）9月末現在で148,846人となっています。高齢者の生きがいづくりや健康寿命延伸のため、安全に継続してスポーツができる環境づくりが必要です。
- 本市には、1万2千人を超える外国籍市民が在住しています。人種、言語、宗教等の区別なく参加できるスポーツを通じて、国境を越えた人々の絆を育むことが期待されています。
- 障害者スポーツを推進することは、障害者一人ひとりの生活の質的向上、ノーマライゼーションの確立といった社会的意義があり、積極的な取り組みが求められています。
- 誰もが日常的にスポーツを楽しむことができるよう、市民一人ひとりのレベルや志向、環境に見合ったスポーツ施策が求められています。

【八王子市のスポーツ実施率の推移】



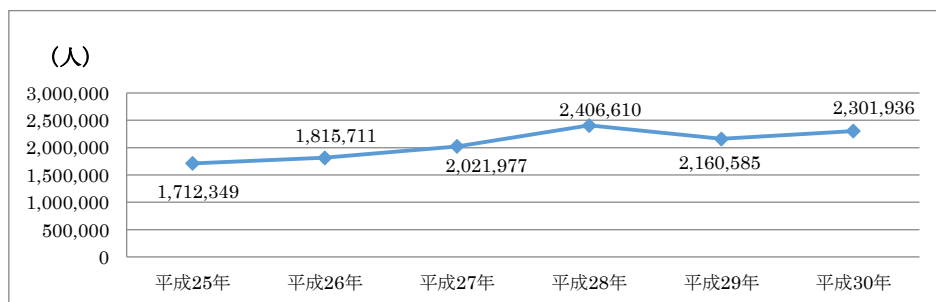
施策の方向	主な取組
○ 子どもがスポーツに親しめる機会を創出し、競技力向上に向け支援します。	○ 総合型地域スポーツクラブや放課後子ども教室、市スポーツ施設でのスポーツプログラムの提供 ○ スポーツ協会や大学、プロスポーツチーム等と連携した、ジュニア育成プログラムの実施
○ 成人のスポーツ習慣醸成のため、ＩＣＴを活用した情報の発信や各種スポーツ大会の開催を支援します。	○ 年間を通じて休日に開催しているスポーツ事業の内容や情報の周知 ○ スポーツ協会加盟団体の大会開催支援 ○ 全関東八王子夢街道駅伝競走大会の継続実施
○ 高齢者がスポーツを通じて生きがいを感じられるよう、地域の人々の交流の仕組みづくりやウォーキングなど、健康寿命を延ばす運動が出来る環境整備を行います。	○ 自主的に活動するグループの会員募集や活動紹介などの情報を発信、受信できる環境の整備 ○ 健康体操やウォーキングなど、高齢者の健康づくりにつながる運動プログラムの実施
○ 外国人と日本人のスポーツ交流の推進や、ライフスタイル等に応じたスポーツを推進します。	○ 海外交流事業によるスポーツ及び文化交流の推進 ○ 乳幼児の子育て世代が参加しやすいよう、地域子ども家庭支援センターにおける事業の実施
○ 障害者スポーツの指導者育成や障害者と健常者のスポーツを通じた交流機会の創出に取り組みます。	○ スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブの指導者等に対する障害者スポーツの実技研修などの実施 ○ 都立特別支援学校と連携し、障害者スポーツ活動を楽しむ機会の提供 ○ 各種講座やスポーツ教室、講演会等の周知

33 スポーツをする場の整備・確保

●現状と課題●

- 平成 18 年度（2006 年度）に富士森公園内に公園施設の設置管理許可制度を活用した、民間事業者によるフットサルコートを開設しました（平成 28 年度（2016 年度）に設置管理許可期間を更新）。平成 23 年度（2011 年度）に戸吹スポーツ公園内運動施設を、平成 26 年度（2014 年度）に PFI 手法でエスフォルタアリーナ八王子を開設しました。平成 27 年度（2015 年度）には富士森体育館の大規模改修工事、平成 30 年度（2018 年度）から 2 カ年で富士森公園陸上競技場の大規模改修工事を実施しています。（令和 2 年（2020 年）3 月リニューアルオープン予定）
- 公園敷地を利用した多くの屋外スポーツ施設を設置し、利用者数は年間 200 万人を超える状況です。スポーツニーズが多様化していることから、限られた財源を有効活用しつつ、PFI や公園施設設置管理許可制度など、民間手法を有効に活用し、効果的に施設を整備する必要があります。
- スポーツ施設の運営に民間手法を導入するなど、効率的な施設運営とサービス水準の維持・向上を両立させる必要があります。
- 八王子市公共施設等総合管理計画の方針に基づき、個別施設管理計画等を作成する必要があります。
- 市民の多種多様なスポーツニーズに対応すべく、大学や企業に協力を求めるなど、利用可能なスポーツ施設の拡充が必要です。
- 多くの市民がスポーツ活動を行えるよう学校体育施設の利用について、現行の利用方法や利用基準の見直しも視野に入れ、学校体育施設の開放を推進していく必要があります。

【市スポーツ施設利用者数】



施策の方向	主な取組
○ 老朽化した施設の整備を行うほか、民間手法を活用し、スポーツをする場を整えます。	○ 計画的なスポーツ施設の管理・改修 ○ 公園施設設置管理許可制度等の活用による施設の整備
○ 指定管理者制度を活用するなど、より良いサービスの提供に取り組みます。	○ 指定管理者制度等の活用 ○ 付加価値を高めるソフト事業の実施
○ 大学や企業等が所有するスポーツ施設の実態把握に努め、外部資源の活用による場の確保を図ります。	○ 大学等のスポーツ施設開放を活用 ○ 企業が所有するスポーツ施設活用の仕組みづくり
○ 総合型地域スポーツクラブ等との連携による、新たな学校体育施設開放の仕組みづくりに取り組みます。	○ 学校施設開放のための組織の設置など、新たな仕組みづくり ○ 市立小・中学校施設開放のルールづくり

34 スポーツ情報の充実

●現状と課題●

- スポーツ大会や教室の情報は、市の広報、ホームページ、SNS、チラシ等で市民に周知しており、スポーツ指導者については、各スポーツ関係団体のネットワークを通じて紹介しています。
- 市民がスポーツ活動に参加する機会を拡大するため、情報提供のさらなる充実が求められています。
- 健康志向の高まりや生きがいづくりなど、スポーツに対する市民の要望やニーズは以前にも増して多様化しており、市政世論調査や各イベントでの参加者アンケート結果などを施策にフィードバックしていく必要があります。

施策の方向	主な取組
○ さまざまな媒体を効果的に活用し、スポーツイベントやスポーツ施設、団体の情報を発信します。	○ 広報紙、ホームページ、SNSなど、多様な媒体を活用したスポーツ情報の発信 ○ 全関東八王子夢街道駅伝の公式ホームページの作成
○ スポーツに関する要望やニーズの把握に努めます。	○ スポーツイベント等の開催の機会を利用した、スポーツに関するアンケートの実施 ○ 各種スポーツ関係団体からの情報収集 ○ 市民を対象とするスポーツ実態調査の実施

35 スポーツを活用した地域づくりと八王子の魅力発信

●現状と課題●

- 本市は、都内随一となる19の総合型地域スポーツクラブが設立されていますが、未発足地域に対して引き続き設立を促すことが必要です。
- 総合型地域スポーツクラブのタイプ別に、それぞれの実情に合った支援が求められています。
- スポーツ・レクリエーションや障害者スポーツの分野で公益的な活動を行っている団体と連携して大会を主催するほか、各団体が実施するスポーツ・レクリエーション大会を後援するなど、活動団体を支援しています。
- 誰もが生涯にわたりスポーツ活動を行うためには、支える人材が必要不可欠です。市民のニーズに即した指導者の確保・育成を行うとともに、外部人材の活用による、指導する側と、指導される側を結び付ける仕組みづくりが必要です。
- スポーツには、本来もっている体力や健康の増進に加え、地域コミュニティの醸成などといった多面的な効果があります。
- スポーツと観光事業を融合した概念である「スポーツツーリズム」を意識した視点の重要性が増しています。

施策の方向	主な取組
○ 総合型地域スポーツクラブの設立を促進するとともに、既存クラブの活動のタイプ別に、それぞれの実情に合った支援策の検討を行います。	○ 総合型地域スポーツクラブの認知度向上 ○ 地区運動会の実施 ○ 総合型地域スポーツクラブ情報交換会の実施
○ スポーツ関係団体が主体的に大会の企画・運営が行えるよう、側面支援をするとともに、各団体の活動の活性化を図ります。	○ 市民スポーツ大会等の場の確保 ○ 都民体育大会及び市町村体育大会への選手派遣支援 ○ 各団体の活動内容の情報発信
○ 地域スポーツを支える担い手の確保及び人材育成並びに外部指導者の活用を図ります。	○ スポーツ推進委員の指導種目の幅や活動範囲を広げるための選出方法の見直しの実施 ○ スポーツ推進委員のスポーツコーディネーターとしてのスキルを習得するための研修等の実施 ○ 市内大学等との連携による指導者の派遣
○ 八王子の特性及びスポーツ資源を有効に活用し、地域の魅力発信、地域間交流及び経済効果に資する施策を展開します。	○ プロスポーツの試合など集客力のあるイベントの開催・支援 ○ 全関東八王子夢街道駅伝競走大会の継続開催 ○ 東京八王子ビートレインズのホーム戦の開催支援 ○ 自然の起伏を活用したアウトドアスポーツイベントの開催

36 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたアクションとレガシー

●現状と課題●

- 東京 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会に向け「みる」、「支える」、「する」という3つの視点から、アクションを一層充実していくことが必要です。
- パラリンピック競技の魅力を身近で体験できる取組を充実させ、市民の障害者スポーツへの関心を高めることが重要です。
- 大会運営ボランティアなどの「支える」スポーツについて、平成 30 年度（2018 年度）の市政世論調査では「活動していない」が 73.6%でした。ボランティアの機運醸成に努めるとともにボランティアに参加した市民の心に残る取組を推進していくことが重要です。
- ジュニア期におけるアスリートの発掘・育成をするため、子どもたちの個々の特性や能力を見出すための取組が求められています。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたさまざまなアクションから得られた経験が、あらゆる世代の市民にかけがえのないレガシーとなって心の中に残ることが期待されます。大会開催後の生涯スポーツ・レクリエーションの施策展開には、このレガシーを活かした取組を推進していくことが重要です。

施策の方向	主な取組
○ 東京2020大会における「みる」スポーツに関する施策を展開します。	○ 東京2020大会におけるパブリックビューイングの開催 ○ オリンピアン・パラリンピアンとふれあう機会の創出
○ 東京2020大会における「支える」スポーツに関する施策を展開します。	○ 東京2020大会の開催機運醸成のためのイベントの開催 ○ 東京2020大会の自転車競技ロードレース等の開催支援 ○ 東京都と連携したボランティアの募集
○ 東京2020大会を契機にした「する」スポーツに関する施策を展開します。	○ ジュニア期におけるアスリート発掘・育成のための事業の実施 ○ 指導者に対する資質向上の場の提供
○ 児童・生徒にオリンピック・パラリンピックのレガシーの形成を図るため、市立小・中学校でオリンピック・パラリンピック教育を推進します。	○ オリンピック・パラリンピックのレガシーの形成を図るための取組「〇〇学校2020レガシー」の実施 ○ オリンピック・パラリンピック精神の学習の推進 ○ スポーツ学習（オリンピック競技、パラリンピック競技、障害者スポーツ）の継続

37 歴史文化の保存・継承と活用

●現状と課題●

- 文化財の保存・活用の基本方針を定めた「八王子市歴史文化基本構想」に基づき、歴史文化を活かしたまちづくりをすすめるための具体的な施策を展開していくことが必要です。
- 八王子市文化財保存活用等推進事業により山車や獅子舞などの市指定文化財の保存や活用等に要する費用に対して補助しています。今後も文化財の保存や活用のために補助事業を継続していくことが必要です。
- 本市の伝統芸能である八王子車人形や説経節（説経浄瑠璃）、木遣、獅子舞を市民に知っていただくための講座や公演を実施しています。今後も、より多くの市民に本市の伝統芸能を知ってもらうための取組を継続し、市民の郷土愛の醸成につなげていく必要があります。
- 伝統芸能は地域の人口減少などの社会状況から、担い手、継承者が減少しています。伝統技術を含め、伝統芸能の継承者を育成していくことが必要です。
- 八王子城跡は、「保存管理計画」に基づき史跡としての調査や整備をすすめています。引き続き、「日本100名城」に選定された史跡の魅力を発信するための取組を強化し、来訪者を増やしていく必要があります。また、他の史跡についても同様に取組をすすめる必要があります。

施策の方向	主な取組
○ 歴史ある八王子に伝えられてきた八王子城跡などの貴重な文化財を保護しながら、市民の八王子への郷土愛を育むため、その価値や魅力に触れられる多くの機会を提供します。	○ 「国指定史跡八王子城跡保存整備基本構想・基本計画」に基づく保存管理・整備活用に関する事業の展開 ○ 郷土資料館での地域資料を紹介する企画展の実施及び資料集の刊行
○ 市民が、わがまち八王子を理解できるよう、歴史を学ぶ機会を充実します。	○ 地域の歴史や文化を学芸員が歩きながら紹介する「文化財見て歩き」の継続実施 ○ 八王子の歴史や文化を学び、理解を深めることができる体験学習、ワークショップ及び歴史講座の開催
○ 市民の伝統芸能への興味を深めるとともに伝統芸能の継承について理解と関心を高めます。	○ 八王子に伝わる民俗芸能である車人形や説経節、獅子舞、木遣などの公演及び講座の開催 ○ 市民に伝統芸能を体験してもらい、保存継承への理解を深める講座の開催及び伝統芸能の継承の支援
○ 市民が生活のなかで大切にしている身近な文化財やそれを取り巻く周辺環境を一体的に捉えて価値付けし、市民が歴史文化を通じて八王子に誇りや愛着を感じられるようにします。	○ 歴史文化基本構想に基づく、歴史文化資源を保存・活用するための実施計画の策定

38 文化財関連施設の拡充

●現状と課題●

- 平成 30 年度（2018 年度）の郷土資料館や八王子城跡ガイダンス施設、絹の道資料館などの文化財関連施設の利用者数は約 8.7 万人でした。より多くの市民や外国人にも文化財に対する理解を深めてもらうため、各施設が展示や講座などの魅力ある事業を展開し、利用者数を増やすことが課題となっています。
- 八王子の歴史の理解を深め、貴重な文化財を次世代に継承していくとともに、郷土への関心を高め、誇りと郷土愛を醸成していくため、今後は新郷土資料館基本構想・基本計画に基づき、整備をすすめていくことが必要です。
- 博物館法による登録博物館の資格を有した郷土資料館は、昭和 42 年に開館以降、近隣自治体の中でも先駆的な存在の博物館として、大きな役割を果たしてきました。現在は、築 52 年を経過し、建物の老朽化とバリアフリー化への対応が必要です。
- 郷土資料館には、多くの資料を収集していますが、保管場所の不足により、館内のスペースを文献資料等の収蔵場所に転用している状況のため、保管環境は非常に厳しい状況です。そのため、資料室の整理や保管場所の確保が課題となっています。
- 学習・調査・研究を目的として訪れた施設利用者が十分満足できるよう、資料の積極的な公開・利用及び歴史相談が行える場の整備が求められています。

施策の方向	主な取組
○ 八王子駅南口集いの拠点における「歴史・郷土ミュージアム」の整備をすすめます。	○ 歴史・郷土ミュージアムの設計及び運営に必要な条件の検討と整備
○ 「歴史・郷土ミュージアム」への移転に向け、郷土資料館で収蔵している歴史資料の整理をすすめます。	○ 収蔵資料保管場所の正確な把握と検索事務の効率化を図るためのデータベース化の実施
○ 八王子城跡ガイダンス施設や絹の道資料館の魅力を向上する取組をすすめ、施設の利用促進を図ります。	○ 郷土資料館等に収蔵されている、八王子城跡や絹の道に関する資料を活用した展示・体験事業を実施
○ 各施設の立地条件を活かし、地域の歴史を学ぶ場として活用を図ります。	○ 地域団体や歴史愛好団体との協働による子どもイベントの共催や資料調査、整理事業の実施

第 3 編 計画の推進と進行管理

第 1 章 計画の推進と進行管理

第 1 節 計画の推進

八王子市教育委員会では、学校における教育活動や地域における学習機会の提供に関する情報を発信し、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を果たしながら、一人ひとり子どもを育成していくための協働体制を整えていきます。

また、子どもや子育て家庭・若者への支援のほか、福祉、防災、文化等に関する施策と深く関連していることから、関連する市長部局の関係機関等との連携を深めながら、計画の推進に努めます。

なお、八王子市教育委員会が推進してきた取組のうち、既にこれまでも定着している取組についても継続的に取り組み、本計画策定後に新たな取組が必要となった場合には、適切に対応します。

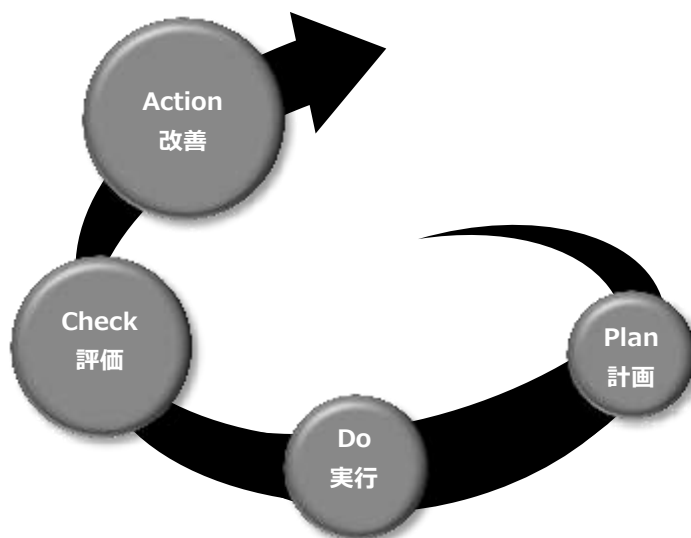
第 2 節 計画の進行管理（点検・評価の実施）

本計画を実効性のあるものにしていくためには、P（Plan：計画）、D（Do：実行）、C（Check：点検・評価）、A（Action：改善）のマネジメントサイクルに基づき、進行管理とともに点検・評価し、評価結果を十分に活用した施策を展開することが必要です。

八王子市教育委員会では、毎年度、施策ごとに課題や取組の方向性を明らかにし、取組状況の点検・評価を継続的に行い、指標に対する達成度の確認を行い、第三者評価として学識経験者による意見をいただきます。そして、その結果に関する報告書を公表するとともに、市議会に報告し、施策の見直し・改善に反映させます。これらを参考に着実な計画の進行管理を行うとともに、予算編成への反映に努めます。

また、本計画の推進にあたり、13の施策展開の方向ごとに成果指標を設定し、この指標を施策の進捗状況を具体的にはかる目安としていきます。（指標は次頁以降に再掲）

【PDCAマネジメントサイクルイメージ図】



第3節 指標一覧（再掲）

1 確かな学力の育成

指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
放課後補習等、習得目標値未満の児童・生徒を減少させるための組織的・効果的な取組を実施している学校数	令和2年度より、習得目標値未満の児童・生徒を減少させるための取組を教育課程に位置付ける。	全小・中学校 （習得目標値未満の児童・生徒を減少させるための組織的・効果的な取組を全小・中学校で実施する。）
習得目標値未満の児童・生徒を減少させるための学校独自の取組を実施している学校数をはかる指標です。全ての学校で、習得目標問題を児童・生徒が確実に解くことができるようになるための取組を行うことを目標とします。		
指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
中学3年生の習得目標値未満の生徒数	国語	国語、数学ともに 0人
	194 人	
	数学	
	496 人	
児童・生徒の学力の定着度をはかる指標です。教科書レベルの習得目標問題を解くことができない児童・生徒の数を減少させ、中学3年生で0人とすることを目標とします。		

2 豊かな心の育成

指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
自分を大切にすると感じている児童・生徒を育む	小学校 4 年生	小学校 4 年生、中学校 1 年生ともに 3 ポイント以上 ※4ポイント満点
	「自己評価・自己受容」 2. 9 ポイント (都：3. 38)	
	中学校 1 年生	
	「自己評価・自己受容」 2. 6 ポイント (都：2. 39)	
自尊感情をはかる指標です。多くの児童・生徒が自分を認め、大切に思う気持ちを育てることを目標とします。		
指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
相談できる大人が1人以上いると回答した児童・生徒の割合	小学校 99.9% 中学校 99.8%	小・中学生ともに 100%
誰もが安心していじめに関する相談ができる環境であるかをはかる指標です。全ての児童・生徒に相談できる大人がいる状態にすることを目標とします。		
指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」という質問に「あてはまる」と答えた児童・生徒の割合	小学生 86.0% 中学生 76.9%	小・中学生ともに 100%
いじめに対する児童・生徒の認識度をはかる指標です。全ての児童・生徒がどんなことがあってもいじめはいけないと思う状態にすることを目標とします。		

3 健康なからだ・体力の育成

指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
学校給食の食材に地場産物を使用している割合	19.7%	30%
学校給食に地場産物をどのくらい使用しているかをはかる指標です。地場産物をより多く使用することで、子どもたちの地域の生産者や産業への理解を深め、八王子への郷土愛を育むことを目標とします。		
指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
体育の授業のほかにも運動をしている児童・生徒の割合	小学校 4 年生	小学校 4 年生
	85.5%	90%
	中学校 1 年生	中学校 1 年生
	80.8%	85%
どのくらいの児童・生徒が体育の授業以外に運動に取り組んでいるかをはかる指標です。より多くの児童・生徒が運動に意欲的に取り組むことを目標とします。		

4 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進

指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
巡回指導教員が配置される特別支援教室拠点校の校数	26 校	42 校
学校における特別支援教育の充実度をはかる指標です。特別支援教育を専門とする巡回指導教員が配置される特別支援教室拠点校数が増えることを目標とします。		
指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
不登校児童・生徒のうち、スクールソーシャルワーカーによる継続支援児童・生徒の割合	18.3%	45%
不登校の児童・生徒に対して、適切な支援がされているかをはかる指標です。多くの不登校児童・生徒にスクールソーシャルワーカーによる継続的な支援がされることを目標とします。		

5 円滑で継続性・連続性のある教育の推進

指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
学校が楽しいと回答した生徒の割合（中学 1 年時）	現状値なし （令和 2 年度調査開始）	80%
中学校生活の充実度をはかる指標です。より多くの中学生が、中学校生活への不安を解消し、充実した生活が送れていることを目標とします。		
指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
いずみの森義務教育学校の指導体制及び指導方法に満足していると回答した児童・生徒、保護者の割合	現状値なし （令和 2 年度調査開始）	80%
いずみの森義務教育学校における指導体制と指導方法について児童・生徒、保護者が満足しているかをはかる指標です。義務教育学校への理解及び教育活動への満足度を高めることを目標とします。		

6 夢や志をもち挑戦する力を育む教育の推進

指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
英語で積極的にコミュニケーションを図ろうとしている生徒の割合（中学 1 年時）	37.2%	75%
英語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする意欲があるかどうかをはかる指標です。多くの生徒の豊かな国際感覚を高めることを目標とします。		
指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
将来の夢や目標をもっている児童・生徒の割合	小学生 84.2% 中学生 74.3%	小・中学生ともに 100%
児童・生徒が希望をもって日々の生活を送っているかをはかる指標です。より多くの児童・生徒が将来の夢や目標をもっていることを目標とします。		

7 学校における指導体制の向上

指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
学校の教育方針の周知に関する肯定的な回答率	83.9%	85%
学校の教育方針が周知されていることをはかる指標です。より多くの保護者が教育活動への参画意識を高めることを目標とします。		
指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
学校の授業が分かると回答した児童・生徒の割合	現状値なし （令和 2 年度調査開始）	小学 4 年生 75% 中学 1 年生 60%
授業を児童・生徒がどれだけ理解しているかをはかる指標です。教員の授業力の向上と児童・生徒の授業への理解力を高めることを目標とします。		

8 家庭・地域の力を活かした教育の推進

指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
学校と地域が連携して行う取組の数	57,399 回/年	62,700 回/年
学校と地域の連携による教育の充実度や地域力向上の度合いをはかる指標です。各学校での行事や地域活動などの取組数の増加をめざします。		
指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
放課後子ども教室の延参加者数	766,471 人	955,920 人
児童が放課後に安全に過ごす場所があるかをはかる指標です。より多くの児童が放課後子ども教室に参加することを目標とします。		

9 学びを支える環境づくり

指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
子どもたちに対し適切に教育できる環境 となっていると感じている保護者の割合	80.8%	90%
教育環境の充実度をはかる指標です。9 割の保護者が学びやすい教育環境となっていると感じていることを目標とします。		
指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
週当たりの在校時間が 60 時間を超えてい る教員の割合	副校長	全ての教員で 0 %
	小学校 67% 中学校 86%	
	教諭	
	小学校 29% 中学校 47%	
教員の負担が軽減されているかをはかる指標です。週当たりの在校時間が 60 時間を超えている教員の割合を ゼロにすることを目標とします。		

10 市民がつながる生涯学習の推進

指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
生涯学習活動をしている市民の割合	52.2%	毎年度、前年度を上回る
生涯学習の充実度をはかる指標です。より多くの市民が具体的な生涯学習活動を行っていることを目標とします。		
指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
生涯学習活動の成果を地域活動に活かしている市民の割合	8.9%	毎年度、前年度を上回る
生涯学習成果の地域への還元度をはかる指標です。より多くの市民が、学びの成果をまちづくりの中で活かし、地域や社会の中で活動することを目標とします。		

11 「いつでも、どこでも、だれでも」読書に親しめる環境づくり

指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
図書館の実利用者率	10.6%	市の人口に占める利用登録者の過去 5 年間の平均割合（24%）を維持しつつ、図書館の実利用者率を高める。
市の人口に占める図書館の実利用者数（年内に 1 回以上図書館資料を借りたことのある利用者の数）の割合で、読書に親しめる環境づくりが推進できているかをはかる指標です。図書館の実利用者率を高めることが目標です。		
指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
市民一人あたりの貸出数	4.4 点	市の人口に占める利用登録者の過去 5 年間の平均割合（24%）を維持しつつ、市民一人あたりの貸出数を増やす。
図書館資料の貸出総数を市の人口で除した値で、図書館の実利用者率を補完する指標です。図書館の実利用者率を高めることを目標とし、同時に市民一人あたりの貸出数を増やすよう努めます。		

12 誰もが楽しめる生涯スポーツ・レクリエーション

指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
18 歳以上の週 1 回以上のスポーツ実施率	63.4%	67%
日常生活におけるスポーツの実践度をはかる指標です。3 人に 2 人の 18 歳以上の人が定期的・継続的に運動を行っていることを目標とします。		
指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
1 年間にスポーツを支える活動を行った市民の割合	12.8%	15%
「支える」スポーツの実践度をはかる指標です。現在は概ね 7 人に 1 人の割合であるものを、7 人に 1 人の割合を上回る割合にすることをめざします。		

13 市民が誇れる歴史と伝統文化の継承

指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
1 年間のうちに伝統行事に参加したことのある市民の割合	50.3%	50%以上
伝統行事に対する関心度をはかる指標です。1 年間に市民の半数以上が伝統行事に参加する状況を維持していくことを目標とします。		
指標名	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
文化財関連施設（郷土資料館、八王子城跡ガイダンス施設、絹の道資料館）の利用者数	87,223 人	10 万人以上
歴史・文化に関する関心度と文化財の保存・活用の充実をはかる指標です。文化財関連施設の年間利用者数 10 万人以上を目標とします。		

あなたのみちを、
あるけるまち。
ハ王子